

食品に関するリスクコミュニケーション（東京）

米国・カナダ産牛肉等に係る食品健康影響評価案に関する意見交換会

平成17年11月22日（火）14：00～17：00

日本青年館 中ホール

主催：内閣府食品安全委員会

午後2時 開会

(1) 開会

司会(西郷) 皆様、こんにちは。本日は、お忙しいところをお運びいただきましてありがとうございます。また、狭いところでちょっと窮屈で、恐縮でございます。よろしくお願いたします。

ただいまから「食品に関するリスクコミュニケーション 米国・カナダ産牛肉等に係る食品健康影響評価案に関する意見交換会」を始めさせていただきます。

私、食品安全委員会事務局でリスクコミュニケーションを担当しております西郷と申します。本日の進行役を務めます。よろしくお願いたします。

(2) 開会挨拶

西郷 それでは、主催者側を代表いたしまして、食品安全委員会の寺田雅昭委員長よりごあいさつを申し上げます。

寺田食品安全委員会委員長 米国・カナダ産牛肉等に係る食品健康影響評価に関する意見交換会を開くに当たりまして、委員会を代表いたしまして、一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、大変多くの方にこの意見交換会に来ていただきまして、大変感謝しております。どうもありがとうございます。

ことし5月24日に、いわゆる管理官庁であります農林水産省、厚生労働省より私どものところに諮問がございました。諮問の内容は、少々長いのですがございますけれども、米国・カナダの輸出プログラムにより管理された牛肉及び内臓を食品として摂取する場合と、我が国の牛に由来する牛肉及び牛の内臓を摂取する場合のリスクの同等性についてというご下問でございました。

この諮問を受けまして、私どものプリオン専門調査会で、5月31日から10月31日まで、10回にわたりまして、この諮問に対して答申すべく専門調査会の先生方が熱心に議論をしてくださいました。31日に一応その結論、まとまりが付きまして、11月2日から4週間、すなわち11月29日までの間、全国からこの案に対する意見募集をしているところでございます。

また、一方、この意見募集の期間に、実際に全国でこの内容について説明するとともに、国民の皆さんのいろんなご意見をいただく、あるいは、わかっていただくという目的で、

きょうのような意見交換会を開いておるわけです。

これは当然のことでございますが、食品安全委員会は評価というのが1つの大きな役割でございますし、評価に関するリスクコミュニケーションということも、私どもの大きな役割でございます。リスクコミュニケーションに関しては、私どものところが主体となって、管理官庁とも共同でするようにという話でございます、そのリスクコミュニケーションの一環でございます。

本日は、まず最初に、プリオン専門調査会の座長で、いろいろとご苦労なさいました吉川座長に、この審議の背景とかその内容、結論に関しまして説明をしていただきまして、その後、消費者団体、あるいは生産者、事業者の方の代表といたしまして、私どものお願いしました方にパネルディスカッションのパネラーとして壇上に上がっていただき、それぞれの立場からご意見を賜り議論をしていただくこととなります。その後、会場の皆様からもご意見をいただくということになっています。

このような意見交換を通じまして、この評価書が正しく理解されることと、もう1つは、こういうところがわからない、あるいは、こういう評価の仕方自身のこういうところが科学的には問題があるのではないかというようなことも承りまして、これだけではなくてBSEのいろんな問題がいっぱい出てくると思いますが、今後のBSEの審議のときに参考にしたいと思えます。

簡単ではございますが、私のあいさつにかえさせていただきます。よろしく願いいたします。(拍手)

西郷 ありがとうございます。

それでは、資料の確認をさせていただきます。

水色の封筒をお配りしていると思いますが、その中に「配布資料一覧」という紙が入っております。それと、「議事次第」1枚、その次に「講演者及びパネリストプロフィール」とございます。これはちょっと訂正をさせていただきます。きょうの講演講師、吉川泰弘先生のお名前ですけれども、大変申しわけなかったのですが、「弘」の字が間違っております。ここにおわび申し上げて、訂正させていただきます。その次に、パネルディスカッション・意見交換のときの「座席表」でございます。

それから、資料1、ちょっと厚い資料でございますが、「『米国・カナダの輸出プログラムにより管理された牛肉、内臓を摂取する場合と、我が国の牛に由来する牛肉・内臓を摂取する場合のリスクの同等性』に係る食品健康影響評価(案)について」。これが、先ほど

寺田委員長のお話もございました、現在、意見・情報の募集をかけさせていただいている、あるいは、きょうの意見交換の対象となるものでございます。資料2が、その概要でございます。資料3が、スライドの打ち出しになってございますが、この「評価(案)のポイントについて」ということでございます。きょうの吉川先生のご講演も、これをかいつまんだ形、あるいはちょっとアレンジした形でさせていただくことになります。

参考資料1が、先ほど委員長のお話もございました、ただいま、この評価の案が11月29日まで意見・情報の募集にかかっているというお知らせでございます。参考資料2が、厚労省、農水省からいただきました食品健康影響評価の要請、いわゆる諮問と呼ばれているものの本文でございます。次に、参考資料3が、厚生労働省食品安全部、農林水産省消費・安全局につくっていただきました「米国、カナダにおけるBSE対策 我が国とのBSE対策の比較」というスライドの打ち出し資料でございます。

次に、アンケートがございます。これは、私ども、こういう意見交換会をあちこちで開催させていただくのでございますけれども、よりよくしていくために、皆様方のご感想なりご意見をちょうだいするものでございますので、ご記入いただいた上で、お帰りに受付で回収させていただきますので、よろしく願いいたします。

それから、食品安全委員会の小さなリーフレット、これに食品安全委員会と関係各省との関係なども書いてございます。それから、参考でございますが、「食品の安全性に関する用語集」、これもきょうかかわるBSE関係の用語も幾つか入ってございますので、ご参考にさせていただければと思います。

資料3の打ち出し資料に若干訂正がございますので、お知らせします。10ページをお開きください。飼料規制の図がございます。日本のところで、牛の肉骨粉を豚・鶏にやっではいけないよとしたのが、資料ですと1996年4月と書いてありますが、2001年10月、ここは2つ訂正をお願いしたいという点です。もう1つは、豚と鶏の肉骨粉を牛に上げてはいけないよというのも96年4月と書いてありますが、2001年10月が正しゅうございますので、訂正をお願いいたします。要するに、箱4つ、「2001年10月」になるということでございます。大変恐縮でございますが、修正をお願い申し上げます。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、講演に入らせていただきたいと思います。

本日のご講演は、食品安全委員会プリオン専門調査会の座長を務められていらっしゃる東京大学教授の吉川泰弘先生でございます。

それでは、吉川先生、よろしくお願い申し上げます。

(3) 講演

米国・カナダ産牛肉等に係る食品健康影響評価(案)について

食品安全委員会プリオン専門調査会座長

吉川 泰弘

吉川でございます。

事務局からパワーポイントの内容、資料3が配られていると思います。資料3の方が細かく書いてあるのですが、これをそのまま読んでいっても、45分ではとても終わらないものですから、思い切って半分ぐらいに縮めました。何とか45分の持ち時間で、この間、プリオン専門調査会で諮問された内容について討議してきた経緯と、何を問題として、どういう分析をしてきたか、その結果としてどういう結論に至ったのかということについて説明したいと思います。

(パワーポイント1)

先ほど寺田委員長の方からありましたけれども、今回、米国・カナダ産牛肉等について評価を求められたわけです。資料3にもありますけれども、「いつ、誰から誰に評価が依頼されたのか?」ということですが、平成17年5月24日、厚生労働大臣及び農林水産大臣から食品安全委員会委員長あてに諮問がなされたわけで、それを受けた委員会から専門調査会の方に審議するようにと、幾つか条件がついた上で専門調査会に諮問が渡されたわけです。

諮問の内容は、米国・カナダの輸出プログラム、単純化すれば、20カ月齢以下で全月齢からSRMを除去するという輸出プログラムによって管理された牛肉・内臓を摂取する場合と、日本、我々が今現在、我が国の牛を食べているわけですが、それに由来する牛肉・内臓等を摂取する場合のリスクの同等性について評価をしてくれという諮問であったわけです。

(パワーポイント2)

そこで、簡単に経緯を述べて、もう一回、全体の流れをつかんでいただきたいと思います。すけれども、2003年5月21日にカナダでBSE検査陽性牛が確認され、同日付で日本は輸入禁止措置をとったわけです。

同じ年の12月24日、クリスマスイブに、今度は米国で陽性牛が出て、やはり同日付で

輸入禁止という措置をとったわけです。

プリオン専門調査会としては、2004年9月9日に初めて日本の状況を自分たちで分析する。これは特に諮問を受けたわけではなくて、プリオン専門調査会として、2001年10月にとめるまでに日本にどのくらいのBSE牛がいたのだろうか。それがどのくらい食用に回ったのだろうか。それは、当時ですから、当然SRMもとらなかったわけですし、検査もしていなかったわけで、直接食に入ったというリスクを考えなければならないわけで、そういうリスクを負った結果として、どのくらいの日本人がバリエーションCJDになる危険性があるだろうかという当初からの心配が、国民の間にずっとあったわけですが、専門調査会としてそれについて答えようということで、「中間とりまとめ」をしたわけです。その際としては、イギリスが最悪のシナリオで5000人出る、今150人くらいですけども、その一番悲観的なシナリオを使って考えたときに、日本で5～35頭、食に回ったと考えれば、0.1～0.9人くらいになるだろうという報告をしたわけです。

10月15日、厚生労働省、農林水産省が、今度は「我が国における牛海綿状脳症対策について」の評価の依頼、これは諮問で、「中間とりまとめ」は自分たちで自主的にやった分析ですけども、こちらは評価をするということになったわけです。

明けて5月6日、厚生労働省、農林水産省に「我が国における牛海綿状脳症対策について」、食品健康影響評価に関する答申をしました。ここの内容については、この「中間とりまとめ」を一部受けた格好の諮問という部分がありまして、記憶されていると思いますけれども、端的には4つの項目がありました。20カ月齢以下を検査の対象から外したときにリスクはどう変わるかということ、SRMの除去の対策の強化、輸入飼料についての対策強化、研究の推進といった項目で、特に問題になったのは、記憶に新しいと思いますけれども、国内見直しについての20カ月以下を検査する、しないというものに対して、リスクがどのくらい変わるかという評価で、定性的、定量的に見て、それほど大きく変わらないというのが、そのときの答えであったわけです。

5月24日、今回の諮問がありました。5月26日に、委員会から専門調査会に諮問があり、審議をするということで、半年、10回かけてやってきたわけです。10月31日に委員会としてのコンセンサスを得て、結論及び附帯事項というところまでまとめて、11月2日の食品安全委員会で経緯と評価結果についての説明をして、現在、パブリックコメント募集という流れになっているわけです。

(パワーポイント3)

何について評価したのかということですが、諮問はBSEリスクの同等性ということですが、国産牛肉等のリスクと、現在の米国・カナダの国内規制でのリスクは、米国も日本も同等でないという考えをとっているわけです。したがって、これではバランスがとれないわけで、ここに上乘せ条件として、輸出プログラムによる規制という条件を付加する。それは先ほどいったように、20カ月以下の牛で、全月齢からSRMを除去する。この不均衡に対して、こういう条件を付加してこの規制を遵守した場合に残るリスクと、国産のリスクが同等かどうかということの評価してくれという諮問であったわけです。

(パワーポイント4)

この間、「中間とりまとめ」、国内対策見直しを含めて、専門調査会としても、どういう点に注目して、どういう重みづけをして分析をするかということに、だんだん経験を積んできました。基本的には、日本における対策のリスク評価のときに用いた方法に準じて分析しようということですが、評価項目も、基本的には、日本を分析したときの評価項目を使おうということで、日本と米国・カナダ産の牛肉等のBSEリスクについて、このシナリオで不明確な点が多くなるだろうということは最初からそれなりに予想されたものですから、全部定量的にいくことは無理だということで、基本的には、定性的に評価する。かつ、悲観的なシナリオと楽観的なシナリオがあったとすれば、悲観的な方をもって分析しようということにしました。

大きく分けて、最終的に人が食するまでのプロセスに、国内のときもそうですけれども、2つのまとまりがあります。1つは、牛そのものの持つリスクということで、これはその国の牛がBSEにどのくらい侵されているだろうかという考え方で、それについては、当時、その国がどれくらいの危険な牛を入れたか、あるいは肉骨粉を買ったか、あるいは動物性油脂をどのくらい輸入しているか。

そういう侵入リスクを受けて、国内の牛でまた回転を始めるわけで、飼料規制を初めとして、それによって暴露・増幅がどのくらいあったかということが、分析する対象の時点での牛の汚染度になります。

実際には、その牛が加工されて人に食べられるわけで、その後、と畜場に来てから、と畜対象の比較、あるいは実際にSRMを除去したり、加工その他を含めて、と畜処理の各プロセスでどうなっていくかということを含めて、最終的に、食肉等の持つリスクということで、牛レベルでのリスクと、肉・内臓まで処理された後に残るリスクという考えで分析をしました。

(パワーポイント5)

最初の生体牛の方のリスク評価ですけれども、基本的には、侵入のリスクの評価と、暴露・増幅のリスクという、大きく2つの因子に分けられます。

(パワーポイント6)

パワーポイントの方は、各項目、漫画で書いてありますが、基本的には、まとめればこういうことです。

侵入リスクとして各国が受けた危険度は、当時汚染の最も高かったイギリスから、丸ごとの牛をどのくらい入れたか、あるいは、それに続く高汚染国であるヨーロッパから、どのくらい入れたかということになります。

もう1つは、肉骨粉をやはりその時期、どのくらい入れたか、あるいはイエローグリースといわれる、代用乳その他に使われる動物性油脂をどのくらい入れたかということです。

ここに日本、米国、カナダと3つ並べて書いてありますけれども、生体牛でいうなら、日本は英国から、あ那时候、乳牛を33頭入れた。EUからは、当時の英国に対して、当時のEUの汚染はまだそれほど始まっていたわけではないので、1/100という係数を頭数に掛けてあります。そういう意味では、約0.2頭ということで、合わせて英国乳牛換算33頭の日本をもし1とすれば、米国の場合は、肉牛で206~210頭、EUから英国換算で5~17頭という格好です。

ただ、この場合、日本でもそうですけれども、当時、乳牛の方が大体8割、肉牛2割という汚染度で、これはやっぱり育て方の違いで、特に乳牛の場合はミルクを搾ってしまうわけで、子供のときに人間の方にミルクを持っていかれてしまうものですから、乳牛の子牛を育てるときには、どうしても代用乳という人工のお乳を子牛に与えるわけです。その中に、BSEに汚染した脂あるいは肉骨粉が入っていて、感染を広げてしまったということになります。これを乳牛換算にしますとこの値の1/4になるわけですが、そのままの値でとれば7倍、楽観的に乳牛換算でいけば1.5倍、このくらいの幅になる。

カナダについては、117~198頭、英国換算でEUから3頭ということで、日本の4~6倍。

以下同じで、肉骨粉、動物性油脂が比較してありますけれども、見てわかるように、生体牛に関しては、米国・カナダの方が日本より高いということになりますけれども、肉骨粉・動物性油脂に関しては、当時、日本の商社がかなり買まくっていたということがあられるかもしれませんが、逆に、米国は肉骨粉に関しては日本の1/12~1/47、動物性油脂に

関しては日本の半分ぐらい。カナダは肉骨粉に関しては1/5100、動物性油脂に対しては1/12程度しか輸入していないということがわかってきたわけです。

(パワーポイント7)

先ほど一部訂正ということになっていましたけれども、飼料規制。今は導入でそのままとまるわけではないわけで、不幸なシナリオでは、それを食べた牛がまた感染をして、またそれがと畜場に行って、レンダリングに入って肉骨粉に分けて、また食べられるというような増幅が起こるわけで、それをとめるのがこの飼料の規制になるわけです。

ここでは、日本、特に1頭目が出てから、回転を完全にとめる、いわゆるリアルバンという格好で完全な飼料規制を行ったわけです。ここでわかるように、最初のスタートはそれほど変わらない。日本が96年4月に、牛由来の肉骨粉を反芻動物に与えないようにという通達を出したわけで、それから1年おくれで、アメリカとカナダは法律化して、罰則規定で同じことをした。ここまではほとんど同じような対応をとってきたわけです。ヨーロッパもそうで、最初は皆この規制でやるのですけれども、大きく違うのは、2001年、日本が1頭目を出してから、豚・鶏を にしておく、牛には行かないのですが、結局、牛由来の肉骨粉が豚あるいは鶏の飼料に使われて、それがまた牛に戻ってくるという、交差汚染と一般にいわれている問題があって、完全には回転がとまらないという問題が起こってきます。そういう点では、日本はここで、牛由来については豚・鶏についても禁止、実際には焼却処分をするという格好で飼料に回さないことを法律で決めました。

同様に、豚についても、鶏についても、牛には与えてはいけないという法律をつくったわけです。ことしの4月、やはり専門調査会の方で、豚由来のものについて、牛はだめですけれども、豚・鶏については許可をする。一時禁止していたのを解除するというところを行っております。

問題になるのは、牛 - 豚・鶏と豚・鶏 - 牛の対応が、アメリカは今回、USDAが完全禁止をするというような方針をうたってはおりますけれども、現在、まだ実行はされておられません。

そういう点で考えると、次のスライドにありますけれども、特に特定危険部位には、感染価の99.44%が含まれているという格好になりますから、これを使ってしまうと、どうしても交差汚染というリスクが免れない。そういう点では、現時点では、20カ月齢以下同士を比べるというなら、米国・カナダの方が日本より数倍以上、汚染が高くなっているだろうということになるわけです。

(パワーポイント8)

もう1つ、飼料規制の中の大きな問題は、99%を占める特定危険部位、脳とか、脊髄とか、三叉神経節とか、背根神経節といったプリオンが非常にたまりやすいところについて、先ほど見たように、米国・カナダは、牛には禁止をしているけれども、豚・鶏用の飼料としては禁止をしなかった。また、高リスク牛という神経症状牛あるいは死亡、歩行困難牛は、人の食用からは排除するのですけれども、これについても、豚・鶏用の飼料として利用することを禁止しなかった。

そういう点では、日本は一たんふえてきて、96年の規制でゆっくりと下がってきて、2001年からかなり急激に下げたわけですが、アメリカは、98年まで上がってきて、そこからだだらと下がってきている。最後のところで差ができていているという印象になっているわけです。

(パワーポイント9)

今は、ある意味では上流の方の、入ってきた方から論理的に追ってきたわけですが、もう片方で、汚染度を知るのには、実際にどのくらい汚染しているのかということを知るために、各国、いろいろな方法でサーベイランスを行っています。

日本の場合は、当初から、サーベイランスというよりも食肉の安全、スクリーニングという格好で、と畜場に来る牛全部についてBSE検査をして陽性牛を排除するという方法を使っております。カナダが典型ですが、ヨーロッパの国々も、スイスのように幾つかとっていますけれども、要するに、汚染度を知るために検査をする。食肉の安全性のための検査ではない検査方法をとっている。そのときには、当然最も確率の高いポピュレーションを標的に調べることになります。

日本の場合はスクリーニングですから、全と畜牛を対象にしています。死亡牛を含めて、高リスク牛も調査対象としているということで、2005年10月まで既に497万頭調べてきたという実績があります。その中で20頭陽性になっているわけで、健康牛9頭、高リスク牛11頭という比率になっております。サーベイランスで摘発された率という点では0.0028という数になっております。

カナダは、先ほどいったように、サーベイランスという目的で、BSEの汚染度を知るという検査を考えているわけで、中枢神経症状牛、歩行不能牛といったものを対象に、2004年2万4000頭、年間3万頭計画で行っていて、これはいずれも起立不能牛ですが、3頭見つけたということで、比率としては、数字的には、日本とほぼ同じレベルになって

います。

米国の場合も、同じようなサーベイランスという格好で、同じようなハイリスク牛の一部を対象として、2004年から2005年にかけて、1年間38万頭調べた。その中で2頭ということで、1けた小さい数になっています。

ただ、これは何度も議論されましたけれども、母集団そのものも大きく違いますし、特に米国の場合は、高リスク牛を全部調べたわけではないという問題もありまして、検査方法を含めて、この数字にどこまで重きを置くかということも議論をされたわけです。分析内容の中では、もう一度母集団に戻して、どのくらいの幅のリスクになるかというような計算もしてありますけれども、基本的には、検査を含めて、カナダのデータはそれなりに信頼できる部分がある。米国の場合は、材料の偏りと検査方法を含めて、かなり不明確なものもあるという考えで数値を認識しなければいけないということになったわけです。

(パワーポイント10)

生体牛のリスク全体についてまとめてみますと、先ほどいったように、侵入リスクで見ると、米国は日本の1.5～7倍。カナダが4～6倍。肉骨粉は、米国が日本の1/12～1/47、カナダは非常に少ない。動物性油脂は、米国は日本の約半分、カナダが1/12ぐらい。

暴露・増幅という点を考えると、先ほどいいましたように、米国・カナダはSRMを、牛ではないけれども、豚・鶏の飼料に利用して、交差汚染を完全に防止していない。そういう点を考えると、悲観的なシナリオでは、今後も一定の割合で交差汚染が起こることは否定できません。20カ月齢以下の牛の汚染という点だけで考えれば、2001年、完全に規制したのに対して、米国・カナダの方が数倍高いかもしれないということです。

これは、最初、絶対リスクと呼んでいたのですがけれども、要するに、母集団を無視して、どのくらいのものが入ってきたかという計算です。実際には、これは持ち込んで、また増幅したリスクになるわけですがけれども、母集団を考えると、米国は日本の飼育牛の約20倍、カナダは約3倍という飼育になっています。

今回、食用に輸入するものは、カナダの牛、アメリカの牛を全部輸入するわけではなくて、それぞれ月齢で切られた一定の割合のものだけが来るわけで、そうすると、汚染全部という問題ではなくて、汚染の割合というレベルで物を考えなければいけないということで、当時、相対的リスクと呼びましたけれども、絶対リスクに対して母集団を考慮する。飼育規模を考慮してBSEの汚染の割合で比較し直すと、単純に100万頭当たりと考えれば、BSEの汚染頭数は、カナダと日本が大体同程度、米国はそれよりやや少ないという

可能性があるということになりました。

(パワーポイント 11)

後半の、食肉・内臓のリスクをどう考えたかということですが、牛がと畜場に来て、と畜前の検査をされる。と畜過程でいろいろ処理をされる。ここでSRMをとったりするわけですが、そういうものを経て、食肉・内臓のリスクとして、どのくらいのリスクを負うだろうかということです。

(パワーポイント 12)

これも何ページかに分かれていますが、内容は簡単に1枚にまとめてあります。

左側は、米国・カナダで流通している全部の牛のカラムです。真ん中が、そこから切り取られてくる輸出プログラムによる牛肉、右側は国産です。当然米国・カナダは全月齢の牛が流通しているわけですが、輸出プログラムは20カ月以下、日本も当然全月齢。

SRMの除去に関しては、米国・カナダは、30カ月齢以上であれば全部とります。30カ月以下の場合は、扁桃、回腸遠位部はとりますが、それ以外のSRMは除去しない。ただし、輸出プログラムについては全月齢からSRMを除去する。これは日本に合わせてあります。

牛がと畜前検査に来たとき、異常を検出するために、1頭当たりどのくらい見るだろうかというような議論もありました。アメリカは、日本の10倍程度、毎日3交代で処理するという規模ですから、1頭当たりで見れば12秒、日本が80秒という格好で、歩行困難牛を完全に排除するのは難しいかもしれない。

スタンニングはどっちもやっております。

ピッシングに関しては、これは日本の方が、この前の国内取りまとめのときも何度も指摘しましたが、80%がまだピッシングを行っているわけで、米国・カナダは法律で禁止しています。スタンニングして気絶させた後、脳に針金を入れてかき回すという格好で牛の動きをとめるわけです。そのときに、神経組織が末梢に回るかもしれないということで、これに関しては、日本の方がリスクが高いということになります。

先進的機械回収肉 (advanced meat recovery) と呼んでいますが、これは頭蓋骨、脊柱の使用は一応禁止していますが、リスクのかなり高い製品になります。これに関しては、輸出プログラムでは、対象から外すことになります。日本は禁止をしています。

HACCP、SSOPというのは、と畜場の衛生管理についての基準です。これは、どちらも実施をしているということです。

(パワーポイント 13)

プログラムの問題になる月齢の確認ですけれども、国内、米国・カナダで流通しているものについては、特に月齢制限があるわけではないので、月齢確認を必要としない。先ほどのSRMの問題がありますから、一応30カ月というところでは切っております。

輸出管理プログラムによるものは、米国の場合は、出生証明がわかったもの、あるいは、何度も議論になりました肉質で見るA40以下のものという、2つの分類があります。カナダの場合は、出生証明が可能なものとなっております。日本の場合は、トレーサビリティが確立していますから、全月齢可能という格好になっています。

可能の頭数としては、月齢証明が現時点でアメリカでできるもの、20カ月以下と証明ができるものは大体10%、2500万頭の1割、250万頭ぐらいだろうといわれております。同じくA40で確認するものも大体10%ぐらい。これはA40の判定基準ですけれども、細かいデータは、先ほどの厚生労働省、農林水産省の方の資料に書かれております。そういう格好で肉は来ます。

内臓に関しては、米国・カナダで流通しているものについては、30カ月齢以上の牛についてのSRMを除去した以外の内臓ということになりますし、米国の場合は、出生証明が可能なもの、枝肉の段階で、内臓がA40の判定とは分かれてしまうものですから、同一であることを証明するのが困難なので、特殊な方法をとらない限りは不可能ということで、月齢のわかったものだけの内臓が輸出対象となります。カナダの場合は出生証明がついてますから、そのまま内臓として輸出できるという格好になります。

(パワーポイント 14)

先ほど幾つか問題点がありました。これについても審議をしたわけで、例えばA40で20カ月齢以上の牛が入る可能性は全くないのかということで、実際と畜場で調べたデータの中では最高17カ月という格好で、20カ月齢以上はないわけですけれども、それは限られた数で、母集団を広げた場合には、95%の確率で1.9~0.5%で入るとというのが数学的にはあり得るということです。もしそういうシナリオを書いたとして、A40で10%、250万頭が輸入されると考えた場合、100万頭について1ないし2~3頭というレベルで考えれば、その中にBSE牛が入ってくる確率はどのくらいになるかということを考えると、20年に1回弱、1頭来るかもしれないというのが、このシナリオで考えられるリスクとなります。

大規模な畜場で異常牛が見逃される危険があるということですが、実際若齢の

20 カ月以下の感染牛で神経異常を示すことは、今までヨーロッパを含めて、イギリスの高度汚染のときに2頭ありました。既にヨーロッパで4000万頭近くのアクティブサーベイランスで調べているわけですが、それ以外ないということで、もしあったとしても、そういうケースがあっても見逃される可能性は非常に低いだろう。

BSEのスクリーニング検査は、食肉検査としてはやっていないので、検査によるリスク回避は全くできません。しかし、20カ月以下で検査で陽性になることも、これもまたヨーロッパのデータを見ても、日本のデータを見てもほとんどないということで、実際にルールが守られれば、その中で発見される確率は非常に低いだろう。

SRMの除去は、日本ではと畜検査員（獣医師）ですけれども、米国・カナダでは食肉検査官が、獣医師を含みますけれども、目視で確認する。日本は導入に当たって厚生省の研究班が1回検証したことがありますけれども、米国・カナダでは、これが本当に有効かどうかという科学的検証はまだ行われていない。他方、ピッシングによるリスクは日本の方が高いということです。

こういった点を考慮すれば、輸出規制が本当に完全に遵守されれば、プリオンによる汚染の可能性は非常に低いと考えられるということです。

（パワーポイント15）

もう1回まとめてみますと、生体牛：BSEプリオン蓄積度（感染率・蓄積量）を考えると、感染率100万頭当たりという点で考えれば、日本とカナダは同じくらいのレベルで、米国はやや低い。規制前のピーク時から考えれば、いずれも1/4～1/8まで下がってきているだろう。

では、蓄積量はどのくらいかというと、日本は当然全部検査をしていますから、スクリーニングをして陽性牛を外すわけですから、検出限界以下という格好になります。米国・カナダが本当に20カ月以下であれば、ヨーロッパ、日本の事情を考えても、ほとんど検出限界以下というレベルですから、今の検査の限界から考えれば、BSE陽性牛の1/500～1/1000以下の量の蓄積だろう。これが牛の持つリスクです。

それを加工するわけで、最後に残る食肉等の汚染率と汚染量はどのくらいかということを考えますと、汚染率は、SRMが全月齢で適切に除去されれば当然低い。単純に考えれば、陽性牛の場合、SRMの除去によって99%は除去できることになっているわけです。日本国内見直しのときのデータでは、背割りをした後、洗浄する。その後に残るリスクを考えたわけですが、悲観的シナリオで1/50以下ということになります。

汚染量がどのくらいかと考えれば、当然牛そのものの持つ汚染量は検出限界以下、そういう意味でいえば陽性牛の1/500～1/1000、そのうちのさらに90%以上を除去したものについて、残る交差汚染ということになるわけで、単純計算すれば、ほとんどゼロに近いという格好になるかと思えます。

(パワーポイント16)

結論ですけれども、今の説明を聞くと、何となく、ああ、そうか、大丈夫だなという格好になるかと思えますけれども、委員会として非常に迷ったのは、今、私はとうとうと説明したわけですが、これは仮定の上で分析をしてくれということで分析をしたわけで、20カ月以下というものが保証され、また、全月齢にわたってSRMが除去されているという前提で計算をすれば、今のような結論になるということです。したがって、仮定を入れた上での分析ですから、単純に科学的に同等かどうかと問われれば、それに対して答えるのは非常に困難であるというのが、最初の答えの前半になっています。

しかし、最初に諮問があったように、20カ月以下とSRMの全月齢からの除去という輸出プログラムが遵守されたと仮定した場合に、残るリスクは日本と比べてどのくらいかと問われるなら、米国・カナダ産牛肉等と国産牛肉等とのリスクの差は非常に少ないと考えられる。

しかし、こういう仮定を入れたわけですから、もし輸入を再開するとしても、輸出プログラムが本当に実行され、遵守されているかという状況については検証し、その報告が絶対に必要であるということを、結論の項目として挙げたわけです。

(パワーポイント17)

附帯事項が最後についております。

リスク評価機関とリスク管理機関の責務の明確化というのは、今回諮問を受けた最初の導入部で何回も議論しました。それは、これまでに行った「中間とりまとめ」あるいは国内見直し措置について、両者の責任が明確になっていなかったという反省点を込めて、今回明確化しようということで、管理機関はもし輸入再開という施策を決定するなら、その決定過程において国民に十分な説明を行う。プログラムの遵守の確保について、必ず責任を持っていただきたい。輸出プログラム遵守を前提に評価したものですから、もし遵守されないような事態が起こった場合は、評価は成立しないと考えてください。場合によれば、もし再開したとしても、輸入停止という措置も、また選択肢の中に入れておいてくださいということを、総論としていいました。

米国・カナダについて、分析してくる中で、今後、特にどうしても指摘しておきたいという点に関して、3つの項目について説明しております。

1つはSRMの除去で、脊髄除去の監視等を強化して、SRMが完全にとれていることを、できれば科学的検証も含めてやってもらいたい。それから、何よりもあくまでこれは侵入のリスクと増幅のリスクをもとに分析をしたもので、本当であれば科学的なデータたるべきサーベイランスの十分なデータがあって、それをもとに汚染度を知るとというのが最も科学的なわけで、そういう意味では、今後も十分なサーベイランスが必要である。一番の問題となるSRMの使用禁止を徹底しないと、米国だけではなくて、世界に悪影響を及ぼすということで、この3つを附帯事項として挙げたわけです。

(パワーポイント18)

というわけで、ご意見・情報の募集は、11月29日17時必着で、電子メールでも受け付けていますと、これは私ではなくて、事務局の方からのスライドです。

以上です。(拍手)

西郷 吉川座長、どうもありがとうございました。

ご質問等あろうかと存じますけれども、これは後ほどの意見交換のときにまとめて賜ればと存じます。

では、パネルディスカッションの席を準備いたしますので、若干休憩をいただきます。3時10分まで休憩ということにさせていただきます。

なお、申しおくれましたけれども、本日は本当に会場が狭く恐縮です。実は、当初の募集人数を相当上回るご応募をいただき、なるべく多くの方にご参加いただこうと、このような形とさせていただいております。また、応募いただいたのに、先着順でいっぱいということ、残念ながらお断り申し上げた方もいらっしゃる次第でございます。どうぞご理解いただけますようお願いいたします。

それでは、3時10分まで休憩ということにさせていただきます。

休 憩

(4) パネルディスカッション及び会場参加者との意見交換

西郷 それでは、後半の意見交換、パネルディスカッションに入ってまいりたいと存じ

ます。

初めに、きょう、パネルディスカッションでご議論いただく方、登壇されている方を紹介申し上げたいと思います。先ほどのプロフィールと座席表をごらんいただけますでしょうか。

皆様方から見て一番左になります、本日のパネルディスカッション、意見交換のコーディネーターを務めていただきます食品安全委員会の中村靖彦委員でございます。(拍手)

そのお隣でございますが、先ほどご講演をいただきました食品安全委員会プリオン専門調査会の吉川泰弘座長でございます。(拍手)

本日は消費者のお立場から議論に参加いただきます、全国消費者団体連絡会事務局長の神田敏子様でいらっしゃいます。(拍手)

あちら側になります。生産者のお立場からご議論をいただきます、有限会社グリーンハートT & K代表取締役社長の津久井富雄様でいらっしゃいます。(拍手)

今度は事業者のお立場でご議論に参加いただきます、社団法人日本フードサービス協会専務理事の加藤一隆様です。(拍手)

本日は、関係行政機関にもご参加いただいております。こちら側から、厚生労働省食品安全部輸入食品安全対策室の道野室長です。(拍手)

農林水産省からは、大臣官房参事官で消費・安全局ご担当の伊地知参事官です。(拍手)
このメンバーで進めていただきます。

皆様方にちょっとお願いでございます。議論が進みますと、途中でコーディネーターから、それでは会場からご意見をというお声がかかると思います。そうしたら挙手をお願いいたします。ご発言をお願いするときは、お名前と、差し支えなければご所属、お立場などをいつていただいた上で、ご話くださればと存じます。食品安全委員会の意見交換会では、多数の方にご意見をということで、お1人様1回の発言時間を2分間ということで整理させていただいております。恐縮でございますけれども、よろしくご協力をお願いできればと存じます。2分間ということで、1分位たちましたら1回ベルを鳴らします。そうしたらまとめに入っていて、2分回りましたら、今度はまたベルを2回鳴らします。そうしたら次の方に譲っていただくということでご協力を願えればと存じます。

なお、本日、会場の都合で17時を目途に終了ということでございますので、議事進行にご協力いただければと存じます。

それでは、中村コーディネーター、よろしくお願い申し上げます。

中村 それでは、これからパネルディスカッションを始めたいと思います。

先ほど吉川さんから、評価答申案のポイントの説明を受けました。私も何度かこの説明をいろんな場で聞いておりますけれども、その都度感じますことは、やっぱり正確に内容を伝えようとする、科学的な説明は大変に難しいというのが率直な感想でございます。きょうの吉川さんのご説明は、そういう中では、私の感じですがけれども、比較的わかりやすいという印象でございました。そんなことをいうと隣の吉川さんに失礼なのですが、率直にそう思いました。それでも、このスライドでごらんになると、やっぱり字がいっぱい書いてありますし、こういうところはちょっと読みにくいというところももちろんございます。

きょうの会合の趣旨は、そういう点についてわからないところは、パネラーの方々あるいは会場の方々から率直に疑問を、あるいは質問をしていただいて、解明していただくというのが、この趣旨でございます。

厚生労働省、農林水産省からいただいた諮問に対する答申案は、先ほどの吉川さんのご説明にあったとおりですが、この諮問は、繰り返しになりますが、アメリカとカナダからの日本への輸出基準に合った牛肉あるいは内臓を食べた場合と、日本の牛肉とか内臓を食べる場合のリスクの同等性、リスクの差は同じかどうかというのが、諮問でありました。

今、このリスク評価の答申案について、食品安全委員会はパブリックコメントといひまして、国民の皆さんからいろんなご意見を募集しているところでございます。実は、きょう行われておりますこの意見交換会もその一環でございまして、全国7カ所、こういった会を開いてまいりました。きょうが東京、締めくくり、最後の意見交換会ということになります。

皆さん方からのパブリックコメント、こういった各会場でのご意見を全部集約して、もう一度プリオン専門調査会の先生方が拝見して、その後、食品安全委員会から厚生労働省、農林水産省に正式に答申をする。今度は案ではなくて答申をするという運びになるわけです。そして、輸入再開を判断するということになれば、当然その後のことになります。これは厚生労働省、農林水産省が判断をするという運びになるわけでございます。

こういった段取りであることを最初に、繰り返しになりますが、ご説明をさせていただきました。

それでは、パネラーの方々に、まず、最初のコメントをいただきたいのですが、今の吉川さんのご説明をお聞きになって、率直な感想と、私はこの辺が心の中に一番疑問として残ったとか、そういうところに焦点を当ててご発言いただきたいのです。やはり消費者側から最初に伺いたいと思いますので、神田さんから、最初ですから2～3分でひとつお願いをしたい。後でいろんな時間が十分ありますから。

神田 吉川さんの説明をいただきましたその感想をとということですが、それだけではなくて、資料1の本文の方も目を通しておりますので、そういったことも加味して、一言感想という形でお話しさせていただきたいと思います。

データが非常に不十分であるとか、輸出プログラムの管理措置が遵守されることを前提に評価したものであると受けとめておりますし、管理措置の遵守確認は、リスク管理機関が責任を持つこととして評価作業を実施したよということも書いてございました。それで、結論と附帯事項がまとめられたものと受けとめております。かなり限定された条件の中で評価をしているのかなと率直に受けとめています。

吉川先生の方からも、いろいろ細かい数字とか出していただきましたけれども、両国、規制の状況がかなり違うという中で、比較というのは非常に難しい。どこまで、より正しい比較ができるのだろうかということで、先ほどお聞きいたしまして、その難しさというものを感しました。

それから、附帯事項の中で、遵守されるためのハード、ソフトの確立と、その確認は最も重要であること、それから、遵守されない場合には、この評価は成立しないこと、そういった場合には、一たん輸入停止もあり得るのだというようなことをいっておりますけれども、非常に重要な指摘だという感想を持っております。

ですから、表現は悪いのですが、どういう表現がいいかわかりませんが、不安定な評価という印象を持ちました。それは輸出プログラムの管理措置が遵守されることが前提であって、遵守されなければこの評価結果は成立しない。遵守されるかどうかはまだこれからで、わからない。こういう関係になっているかなと思いますので、結論だけをひとり歩きさせるようなことはなかなかできないのではないかと考えておりますし、輸出プログラムの遵守とセットで扱わなければいけないということは、重要なことだろうと受けとめました。

時間がありませんから、ちょっと気になったことだけ、今後話題にしてほしいという項目だけ申し上げますと、輸出プログラムをどう遵守させるのか。食品安全委員会としてリ

スク管理の方に強く要請するという視点で、お話ができたらと思っております。輸出プログラムの月齢判断ですとかSRM除去の規制が2点あるわけですがけれども、これも吉川先生の方からお話しいただきまして、数字を挙げていただいたわけですがけれども、そのほかの文章を読みますと、なかなか心配だな、本当にきちっと実施できるのかなという感想も持っておりますので、そういったことも話題にできればと思いますし、結論が幾つかの点で非常にわかりにくいと思っております。それはまた後で出ると思っておりますので、幾つかそういった点がございまして、コーディネーターの方で後でぜひ話題にさせていただければと思っております。

中村 わかりました。それでは、一通りお伺いした上で、吉川さんにまた補足していただこうと思っておりますが、次に、生産者の代表として来ていただいております津久井さんです。先ほど私、津久井さんの経営を伺いましたら、メガファームですね。どのぐらいの頭数を飼育しているのか、ほんの一言だけご紹介いただけますか。

津久井 生産者の代表ということでご紹介を受けたわけでありましてけれども、私は、気持ちとしては、一生産者としてお話をさせていただければという感じを持っております。

今、規模をちょっと質問されましたので、現在、総頭数で約4000頭。農場は栃木県が中心になっておりますが、育成牧場を北海道の方に10年前につくらせていただいて、今第2農場を開設しているところで、なるべく一貫生産の中で安心した牛肉または牛乳を生産したいという思いで、自分の人生をかけながら、35年ぐらいになりますけれども、2頭からスタートして現在に至っているところでございます。

中村 とにかく肉牛と酪農と、両方おやりだそうでございます。それでは、ご感想をひとつ。

津久井 吉川さんのお話を聞きまして、やはり立場上、大変苦労した答えを出したのかなと、私自身は考えました。というのは、仮定を前提にして結論を出し、一番大切な消費者の皆さんが安心して食べられる牛肉を、アメリカ・カナダ、今BSEが発生しており、いわゆる汚染国といわれている国から入れようとしているわけですから、その諮問の一番大切な場所でこういった答えが出たというのは、大変ご苦労をなされたのだなという感じがいたしております。

実は私どもは、皆様方ご承知のように、日本で発生したときには、9月に発生しまして、12月まで2カ月ちょっとの間、生産者は出荷停止。えさはどんどん食べさせますし、人件費はかかりますし、そういった苦労の中で販売したときには、約1トン近い肉牛が5万円

前後で取引をされたというのが、ついこの間のことでございます。国は 3000 億円近い支援をして、肉生産者に対して再生産可能な補償をしてくれたわけではありますが、BSE に対する対策は全く突発的な事後処理を的確にやっていただいたのかなという感じがいたしております。

今回の場合には、はっきりとわかっている牛肉に対して、食品安全委員会がいろいろと調査をし、こういった形で入れれば、消費者の皆さんは安心して食べてくれるだろうということでありますけれども、国内対策とアメリカ・カナダの対策とは歴然と違うというのは、先ほどのご報告、または講演の中でよくわかりました。

こういったことを考えますと、我々生産者が一生懸命考えるという時点ではなくて、消費者の皆さんまたはこれらを商売のかてとなされている外食関係の方々が、そういった食材を手に入れて、自分たちの生活にとって安心なのか、安全なのか。また、商売としてやっていって本当にいいのかということ突きとめていって、1つ大きな結論を出すべきではないかなという感じがいたしております。

中村 ありがとうございます。

それでは、フードサービス協会の加藤さんですけれども、いろんな外食もフードサービス協会の中には全部入っているわけですね。それでは、どうぞお願いします。

加藤 外食産業として、また1日も早い米国産牛肉の輸入再開を期待している業界として、意見を申し上げたいと思います。

吉川先生の説明は、一段とわかりやすく説明をされたという印象であります。と申しますのは、もとより牛肉は食べて安全というのは、国内のBSEが発生したときに、当時の国が宣言したことでありますし、また、全頭検査の導入についても、99.95%の確率で、30カ月齢以上の牛は感染していない。しかし、残りの0.05%の安心を確保するために、つまり、安全の確保ではなくて、安心対策としてBSE検査を導入したということを説明しているわけです。しかしながら、それから4年。アメリカの牛肉がとまってから2年間、この検査神話に取り込まれてしまった誤解を取り除くのに、多大な時間と労力を投じたというのが、私どもの業界の感想であります。

特に、米国産牛肉がとまって2年間、そのすり込まれた誤解を取り除くために、本当の牛肉の安全とは何なのか、安心というのとは何なのかということをやちゃんと区別して議論していこうということが、このリスク評価の中で丁寧になされ、また説明されたということだろうと思っています。しかし、細部に及んでは、定性的な評価ではなくて、現状で明ら

かにされているあらゆる資料、データの中から、もう少し定量的なリスクの大きさに基づいた議論をしていただきたい。そして、不安感をさらに払拭してほしいという気持ちがあるわけです。しかし、この不安感は、食肉のリスクにおいては、どれくらいの怖さなのかなということの前提に立っていただきたいなと思います。

評価が困難、科学的な同等性の評価は非常に難しいというお話がありましたけれども、その難しさは、実は健康被害が限りなくゼロに近い、100億人に1人ぐらいの健康被害しか出ないというヤコブ病被害のリスクの中で議論されているのだという前提に立って、説明あるいは議論がなされないと、どうしても長い時間かかってしまうという印象でございました。

でも、そういう誤解を払拭するためにこれだけの苦勞をされたことに対しては、敬意を表したいと思っております。本当にそういう気持ちであります。

中村 ありがとうございます。

それでは、今のご感想、ご意見の中で、吉川さんに少し伺ってみたいと思うのですが、1つは、神田さんがいわれた、表現はともかくとして、不安定な評価であるというご感想ですね。それから、今の加藤さんのご感想では、確かに定量的な判断は難しいのだけれども、そういう点でリスクの大きさ、小ささというものをもう少し定量的に分析していただける余地はなかったのかどうかという点です。こんな点について、とりあえず伺ってよろしいですか。

吉川 表現は別として、端的に言えばわかりにくい、あるいは、不安定という表現は微妙な表現ですが、そういう印象を受けられたかと思えます。それはそのとおりで、委員会の中でも、最後の部分に関しては、いつも結論というのは特にひとり歩きを避けるためにかなりディスカッションの時間をとるのでありますが、今回は特にそれに関して、すばったした答えにならない。

それは1つには、やはりこの評価の基本になる部分が、仮説というか仮定の上で評価するという評価の仕方にならざるを得なかったものですから、単純に言えば、そういう問われ方をするなら答えられません。しかし、こういう問われ方を逆にするなら、こういう範囲では答えられますという回答の仕方にならざるを得なかった。それが人によってはわかりにくいし、非常にしゃっきりしない不安定なイメージを与えたと思えますけれども、委員会としては、先ほどの経緯を含めて、半年近く、いろいろなデータを分析してきた結果として、そう答えるのが限界というか、現状で答えることになれば、そういう答えしか出

せないということだろうと思います。

もう1つの、もう少し定量的にできないかということですが、前半部、導入の部分はそこそこ数字があってできるのですが、特に輸出の上乗せ条件と、あるいはそれに絡む部分を含めて、遵守状況その他を定量的に数値化するというのは、実はやってみると非常に難しく、後半部を無理に数値化すれば、かなり無理な格好になってしまう。

僕自身も、一時、国内見直しのときにそれを試みようと思って、もう皆さん忘れられたかもしれませんが、国内見直しの「今後のために」というところは、実は数量化できないものを強引に数値化したらどういうことになるだろうという自分の考えをちょっと書いたのです。現実には当てはめようとすると余りに難しく、どうしてもある部分から上は定性的にならざるを得ない。特に今回のように、仮定条件の上で評価するときは、定量的に評価をしようとする、多分かなりの無理になってしまうだろうということで、現状のデータからの分析としては、あれが限界ではないだろうかと思います。

中村 ということですが、まず、神田さん、今最初のことについてご説明があったのですが、結論で、先ほど幾つかの点でわかりにくいところがあるとおっしゃった。多分今のご説明とも関連すると思うので、そこを先におっしゃっていただけますか。

神田 多分ほかの会場でも出ているかと思いますが、やはり同等性の評価はできないということと、リスクの差が非常に小さいということ、そこに持っている関係がやはりわかりにくいなということがあります。そこがもう少し、上積みする2項目ですか、プログラムを遵守できればリスクの差は非常に小さいといっておりますけれども、資料が不十分であるとか、量的にも、質的にも不十分であるとかということ、同等性の方の評価では条件として挙げておりますね。

そうすると、リスクの差は非常に少ないという方の条件は、上乗せプログラムを遵守できればということだけしか、その資料からはわからないわけです。だから、その辺の関係がわかりにくい。どういうふうに導かれてくるのかなというのがわからないなと思います。

中村 津久井さんは、この点はどうですか。先ほど大変苦労した評価案だとおっしゃいましたけれども。

津久井 先ほどはちょっとアバウトといいますが大ざっぱな話だったのですが、具体的に月齢調査の件などは、日本では既にトレーサビリティができております。生まれたらそ

の日のうちに耳標をつけて、何月何日、母親はだれから、雄牛はだれから、そういう系図が日本のデータにはしっかりと入っております。それがなぜアメリカの文明社会でできないのか。頭数が多いからとか、野原で生まれるからできないのだと。それでは食の安全に対してこたえていないではないか。

日本の消費者の皆さんは、安心な食料ですよということに対して物すごく心配した。イギリスで発生して、人間に感染していった。日本でBSEが発生したときには、その不安が大きなショックを与えたわけです。そういった経験をしている我々日本人に売ろうとっているのですから、その売ろうというときに、生まれた日にちがわかりません、肉の色を見てわかります、骨髄の蓄積率を見てわかりますといわれてみたって、アメリカではそうかもしれないけれども、私たち生産者はそれをやりなさいといわれて、ボロ出しをしながら、えさやりをしながら、手綱をかけて出荷をするときとか、一生懸命おっぱい絞りをしているときに、その合間に耳標をつける。それが自分でできなければ、人を雇って、賃金を払って耳標をつけている。そして、コンピューターに入力している。

そういう日本の生産者の肉を消費者の皆さんが購入をしてくれて、今日の肉の業界が安定して、国から補てん金をもらわなくて、事業者としてやっと適正な利潤をいただいて生活ができるようになったというその時期に、アメリカでは、輸出させなさいと。我々生産者から見ると、何かちょっと強引だなというのは否めないですね。もう少し科学的にはっきりわかるようにデータをとっていただいて、日本人が納得するような形で入れてもらえたらありがたいなという感じがいたします。

中村 津久井さんなどがおやりになってきた対応に比べて、ちょっと違うなという印象だと思いますが、加藤さんは、この点はいかがですか。

加藤 今の議論ですけれども、例えば法令遵守、コンプライアンスの問題とか、あるいはトレーサビリティの問題というのは、僕は、まさにリスクの管理に関する分野の議論だと思います。つまり、この場所は、食肉の安全に関するリスクについて議論する場所でありますから、安全と安心はちゃんと切り分けて議論していかないと、ごちゃごちゃになる。この間、牛肉の安全性に関するリスクコミュニケーションを、このようなテーマで全国で何十回繰り返されたのか、うんざりした思いをするのは、そこにあるわけです。そして、これだけの時間がかかりました。

ぜひお願いしたいのは、牛肉のトレーサビリティは安全を確保するものではありません。ただ生年月日を確保する。それを購入する、そして、お客様にその情報を提供するという

ことですが、その履歴から牛の健康やそういうことがわかればいいわけですが、今のトレーサビリティでは生年月日だけですから、まさにそれは安心を確保するものとしては意味があるかもしれません。調理・加工の方では、そういうふうにとっています。

話はちょっともとへ戻りますけれども、私が定量的な分析をお願いしたいと申し上げたのは、つまり、定量的なリスクの大きさについての議論を終始貫いてほしかったということでありまして、定量的な数字が出てこないというのは、コンマ幾つの世界でありますから当然だと思います。

ただ、例えば定性的な評価として、HACCPとSSOPのことが出ていました。あるいは、ダウンの目視検査について、12秒と80秒と出ていました。12秒と80秒という秒数で、数字的な統計が出ていますから、何となく日本の方がしっかり目視検査をしているように見えるかもしれませんが、では、何の目的で、どのような内容でその目視検査をしているのかという実態を見れば、まさにアメリカのと畜前の検査は12秒でも事足りるというか、十分なわけです。つまり、と場に着いた牛をトラックからおろしてくる中で、スロープをおりることのできなかつた牛をいわゆるへたり牛という形で排除していく。リスク牛を見つけていくという形をとりますから、秒数の問題ではないのです。

そんなことを含めて、定性的な評価の項目と定量的な項目のところをもう少しくっきり分けて説明する、あるいは提示することも、消費者の皆さんの不安感を除去するためには大事なことかなという感じで申し上げているわけがあります。

また、それ以外にもたくさんあります。例えばスタンニングとピッシングのことについても、有無だけを議論されておりますけれども、これに関する汚染リスクは、ちゃんとやれば定量的なリスクの大きさは出てくるかもしれません。

でも、しょせん大事なことは、何度もいいますけれども、先生がいみじくもおっしゃいましたように、ヤコブ病の健康被害ということは、「中間とりまとめ」でも、0.1~0.9という数字が出ています。しかも、これはSRM除去という対策の前の数字です。きょうも数字で明らかに出ました。つまり、牛肉のプリオンの汚染率について、さらにこれに1/100の数字を掛けると限りなくゼロに近いとおっしゃいました。そういうふうな数字の説明がきょう出たからこそ、とてもわかりやすく、中身のある解説だったなと、関心を持ったということでもあります。そういう意味では、ありがたかったと思っております。

中村 それでは、今の神田さんの、結論の中で、これはほかの会場などでも出ているわけですが、比較は困難だけれども、要するに、上乘せ部分がきちんと守られれば、

リスクの差は非常に小さい。この辺が、何かちょっとわかりにくいというところは、これが限界なのかもしれませんが、何かございますか。

吉川 特にないのですけれども、正直に言えば、後出しじゃんけんみたいなもので、これとこれを守ったときにはどうなるかと問われれば、それとこれを守ったときのリスクがどのくらいのものだと分析をせざるを得ないわけです。だから、もしそれに対して別の方法があるとすれば、何%あるいは半分遵守されなかったら、どれだけのリスクが残るかという分析方法になるのですけれども、ただ、これからやるから遵守については問わないで、守られるという前提でやってくださいという分析依頼に対して、いや、9割は守られないと考えて分析するというわけにはいかない。

だから、本当のことを言えば、あの結論を見ていただければわかるように、委員会としては、あのような状況でリスクの同等性を問うこと自身が正当ではなかったのかもしれない。あるいは、本当にいうなら、そういう諮問にどう答えたらいいかということ自身、やっぱり委員会の中で、途中で何回か議論をしたのですけれども、諮問は諮問として来ているわけですから、それについては答えなければならない。しかし、だんだんやっていく中で、リスクの科学的同等性という諮問であるなら、これは現時点の情報だけでは答え切れないというもう片っ方の意見が出てきて、それを両論というか、どっちも書く方が、わかりにくくてもいいだろうという、やや開き直りの部分もあったかと思うのです。

リスクの評価というのは、確かにもともと不確実性のある程度前提にして、確率論なりある幅を持たせて、このくらいのものだということで進めるわけで、そこにはいろいろな条件がつくということは覚悟の上で、みんな議論をしてはいるのですけれども、ただ、今回のように、丸ごとの仮説の上でのリスク評価ということが本当に成り立つのかどうなのかというのは、終わってみて、委員の中にも疑問があったと私は思うので、この辺はリスク管理とリスク評価はいつもギシギシとやりながら、互いに少しずつ進化してきているのだと思うのですけれども、そういう意味では、1つの大きな諮問側の問題提起であったという気がします。

中村 その辺は、諮問のあり方そのものまでこの場で話をしていきますとちょっと大変だと思しますので、今、吉川さんの非常に率直なご意見として承っておきたいと思います。

先ほど、実際に安全の評価のところと、管理部門がやるところは区別すべきだという加藤さんのお話がありました。もちろん両者は分けていかなければいけないのですけれども、特に上乘せ条件などのことがありますと、話し合いの中では、ある程度重複してくる

ことは避けられないだろうと思うのです。先ほど来から、神田さんも、どういうふうに遵守させるのか。つまり、日本へ向けての輸出は、生後 20 カ月以下と特定危険部位を完全に除去する。こういう点が当然多くの方の関心事だと思いますので、この辺を管理官庁の方から伺いたいと思います。

道野 遵守状況の確保ということなのですが、まだ答申をいただいでいないで、最終的にどうするかというのは答申をいただいた上での判断ということですが、仮に輸入再開をした場合ということになりますと、もちろんリスク管理機関の方からアメリカなりカナダに人を派遣して、遵守状況を確認せねばならないということはあるわけです。これは当然のことです。

ただ、システムの考え方としては、基本的に、アメリカ政府がもちろん責任を持って E V プログラムを運営することが前提になるわけです。これに関しましては、実質 1 年間、日米協議をやった中でも、アメリカは同じようなプログラムを、もちろん月齢の制限は異なりますけれども、カナダであるとかメキシコへの輸出プログラムを持っておりまして、そのほかにも E U とか、品質的にいろんな付加価値を付けたものについての認証システム、同じような I S O 9000 をベースにした認証システムを実際に運営している実績もあるので、全然新しいものを導入するというわけではなくて、こういった輸出プログラム自体は、過去の U S D A の実績を見ても、運営可能だろうということは全体にあるわけです。その上で、もちろん日本向けに関しても、アメリカ政府が責任を持って運用する。それに対して、日本政府としては、担当官を定期的に派遣して、そのプログラムがきちんと動いているかどうか。日本国内でもアメリカでもそうですけれども、規制をかけているというのは、やはり違反する人がある程度いるということもあって、守ってもらうために規制をするわけですね。ですから、例えばある小さな問題があった場合にでも、必ずそれが発見されて、改善されて、再発防止措置がとられる。そういうプログラムがきちんと動いているかどうか、機能しているかどうかということを確認に行くことになるわけです。

ちょっと蛇足になりますけれども、日本からアメリカに和牛肉を輸出するプロジェクトがあるのですけれども、これでもやはりアメリカの査察官が日本に年に 1 回やってきて、同じような査察をやります。基本的に、その施設からアメリカに輸出できるかできないかということ判断するのは日本政府ですし、取り消すのも日本政府、監視も日本政府です。そのプログラムが動いているかどうかということ、アメリカの農務省が査察に来るといふシステムで、私どもも同じような仕組みを考えています。

以上です。

中村 ということですが、神田さん、津久井さん、加藤さん、何か補足してご指摘がありますか。

加藤 仮定の話で、アメリカ側が今の前提条件を遵守するかどうかという議論ですが、実は、例えばその中にA40、肉質の熟度において月齢を確定する方法を採用しておりますけれども、その確定方法について、どういう検査、認証をするかということは、既にこれらの条件を日米の両政府は、昨年10月24日の合意のときに、お互いに決めているわけです。しかも、その決めた後も、両国はそれぞれ資料のやりとりや現場検証などもして、果たしてA40が確実に遵守できる条件なのかどうか、それが日本の来るべき国内条件である20カ月の月齢の確定条件に持っていくことができるのかどうかということを、徹底的にやったと僕は記憶しております。

つまり、どんなものでも、日米の貿易条件でも、国境措置でも、それは両国の行政が責任を持って決める。今回は、その決めた条件に関するリスクの評価を食品安全委員会に諮問したという形でありますから、当然行政、管理庁がそういうものの行政条件を守る、あるいはできるものという判断の前提で諮問したということであるわけです。食品安全委員会の答申は、今回の委員の諸先生がこれだけご苦労されたことですから、それに対する期待として、遵守されることを前提としますということを述べられるのは、諮問の答申としてそういう表現を入れられるのはよろしいかと思えますけれども、あくまでもそれは期待であって、リスク評価の1つの主文ではないのだろう。そういう意味で、その後の遵守条件を守るのは、やはり我々それを使う業界も、それを食べる消費者も、お互いに情報提供をしながら、理解を深めていく。そういう中で守っていくということも大事ななと思っております。

中村 神田さん、どうぞ。

神田 管理措置の遵守の確認は、管理機関で責任を持つという前提でやってきたはずですね。ですから、今のお話もわかりますけれども、そういうことではなくて、具体的にこういうふうに行っていくのだということ。それから遵守されることが前提で、評価も苦労してなされたわけですね。ですから、そういう意味では、ここが本当に重要だと思うのです。

今お話しいただきましたのは、一般論的な、こういうふうにするよというレベルでしかなくて、それではなかなか納得感がないなと思うのです。答申が出てからというお話がご

ざいましたけれども、それはまた逆という言い方もできて、諮問するときには、こういった遵守状況ができるという見通しを持ってやるのが筋ではないかなと私は思っているものですから、申し上げるのです。そういうことでは、今の説明だけですと、本当に具体的にきちっと遵守されるのか。SRMの除去と20カ月齢以下ということが条件になっているわけですが、そこについてもいろいろ問題が指摘されていて、消費者のところでは心配を持っているわけですから、今のお話だけではちょっと払拭できないなと思っています。

中村 今のというのは、道野さんのご説明ですね。

神田 はい、そうです。

中村 この輸出プログラムは、もちろんご存じの方がほとんどだと思いますけれども、アメリカはパッカーごとに、しかも、そのプラントごとにUSDAが認証するという制度で、アメリカじゅうのすべてのパッカーが対象になるということではないということです。今、日本への輸出の意欲を持っているパッカーが40ぐらいだと聞いておりますが、そのパッカーごとに、いろんなほかの条件もあって、これは輸出プログラムをちゃんと守りますよとアメリカ農務省が認証して、初めて輸出が可能になるというのが、1つ大前提ですね。今はそんなところをすっ飛ばして話をしてしまいましたので。

この問題だけやるわけにはいきませんが、道野さん、一言だけ、今の神田さんのご指摘に答えてください。

道野 もし具体的な査察の内容ということでよければと思いますけれども、恐らく想定できるのは、農林水産省と厚生労働省と合同で、まず米国政府農務省が対日輸出施設について認証し、日々検査官を派遣して検査をしていますので、そういう監督状況であるとか、日本向けの輸出プログラムに想定されているような品質管理の文書があるわけです。SOPといわれるもの。そういったものがきちんと文書化されているか。実施の記録が残っているかどうか。実際に現場で特定危険部位の除去が適切に実施されているかどうか。20カ月齢以下の月齢証明が手順どおりに記録も残って、きちんと確認されているかどうか。そういったことについて、実際に施設を訪問して確認をする。そのようなことを想定できるのではないかと思います。

中村 この問題は、とりあえずここで打ちどめにして、ほかに移りたいと思うのです。いろいろありますが、最初に吉川さんがお話しになったアメリカにおける侵入リスク、

報告書の案を見ますと、このところはいろんな細かい数字が書いてありまして、本当に読むのも大変なのですが、津久井さん、日本の場合と比べて、代用乳とか動物性油脂で、イギリスなどでは代用乳に肉骨粉をまぜて与えて、それもBSEの蔓延の一因であったといわれております。津久井さんの経営から見て、こういった部分のアメリカの牛の状況はどんなふうに評価されますか。

津久井 技術的には、アメリカはプログラムが非常にしっかりしてしまっていて、生産効率とか繁殖効率とかいうものは非常にすばらしい成績を持っていると思うのです。私たち日本の生産農家が、今回BSEをくしくも発生させてしまって、その後、国とともに新しい生産体制をつくってきた。これは日本の生産農家にとっては、逆説的にいえば、非常にすばらしい機会を得、生産をしていくところで情報公開ができた。また、そういった意味で、生産現場が透明になりましたし、トレーサビリティをやることによって生産履歴が、先ほどは生年月日しか載せていないとはいえますけれども、載せようと思えば、そこにはえさの履歴とか、治療の履歴とか、必要とあればずっと載せられる。日本の生産者は、今そういう状況まで持っています。だから、ある面では悪い部分だったかもしれませんが、ある面ではよかった。

代用乳の問題なのですが、実は、原因物質がわからないまま、BSEはなぜ発生したかという状況で今日まで来ていると思うのです。肉骨粉だろうという話だったのですが、肉骨粉の中で私が一番心配しているのは、あと残っている心配は、やはりと畜をされた、いわゆる危険部位が豚とか鶏には、2005年4月、ことし、飼料としてやっと認められた。それは、輸送の配送ルートを中心に分けたのです。養鶏と養豚、または養牛というところのえさの配送ルート、えさの生産から農場までの流通を全部分けたのです。だから、鶏のところには、そういった危険部位の入ったえさを使ってもいいですよという話になったのですが、アメリカの場合には、それほどすごい技術を持っていても、残念ながら、まだ交雑をしている。

中村 牛からの肉骨粉は、日本でもまだダメです。

津久井 牛からの肉骨粉はダメです。

中村 危険部位というのは、その場合、関係ないのですね。豚と鶏からとった肉骨粉は、豚・鶏には解禁しましょうということですね。

津久井 アメリカの場合には、それがどうなっているのかなということ、先ほどの資料を見ると、やっぱりちょっと心配かなという感じはありますね。

中村 それでは、今の交差汚染と一口にいいますけれども、報告書にも、「一定の割合で交差汚染が起こる可能性が今後も残る」という文章があるわけですが、伊知地さん、アメリカの交差汚染についてのコメントが何かあれば.....。

伊地知 今いわれましたように、このスライドでも出ておりますけれども、アメリカは、豚とか鶏には牛の肉骨粉を使っていいことになっております。飼料規制は、基本的には、反芻動物の肉骨粉は反芻動物に給与しないということでBSEの発生を防ごうということでございます。ただし、先ほどいわれましたように、豚にやるつもり牛の肉骨粉が、間違えて牛に行ったら大変だといういわゆる交差汚染を、念のための措置としてどうやって防いでいくかということになりますが、それは、その国のえさの生産の事情とか、畜産の形態によってかなり違っております。日本の場合は、と畜場では、牛と豚は大体同じと場だと畜されているところが多いわけですね。アメリカの場合には、と畜場は牛は牛、豚は豚と分かれているところが多いということ。飼料工場、レンダー工場についても、すべてということではありませんけれども、専用化が進んでいるというようなこともあって、日本ほどの念のための措置はとられていない現状にあります

ただ、アメリカの場合も、先ほどいいました30カ月齢以上の牛の脳とか脊髄、特定危険部位、いわゆるプリオンがたまっている可能性の高いものについては家畜のえさにしないような方向で、今パブリックコメントを実施していると聞いておりまして、規制の強化について検討がなされていると承知しております。

中村 このえさの規制については、神田さん、何かございますか。

神田 そういった専門的なところはわからないのですが、いろいろニュースとかいろいろな情報を得ますと、例えば会計検査院のところの報告で、飼料規制について、規制の内容はいいのだけれども、実効性に問題がある。だから、アメリカ国内でもBSEの汚染を広げる可能性があるというような指摘がなされたりということをお聞きすると、今、地域的に専用化が進んでいるというお話があって、大丈夫なんだよというお話がありましたけれども、その辺が、どっちが正しいのかなというようなことがありまして、そういった不安というかわかりにくさはあるのですね。

中村 よろしいですか。もし何かあれば短く。

伊地知 今いわれましたように、GAO（会計検査院）の指摘が今回も出まして、検査をしても、その結果が出るのに時間がかかるというようなことがございました。これにつきましては、私どもは、アメリカ政府に大使館を通じて、どのような改善策がとら

れるのかということを知りたいところですが、指摘を受けまして、検査期間を短くする改善措置をとってきている。さらに短くする方向についても検討をしていると聞いております。

中村 わかりました。

中村 それでは、もう1つ、別の項目にいりますが、先ほど加藤さんだったか、ピッシングとスタンニングで、ピッシングは、日本ではまだ80%ぐらいの牛で行われている。ピッシングというのは、先ほどちょっと吉川さんもおっしゃいましたけれども、牛を一たん気絶させた後、作業中にそれが突如として暴れ出したりしないように、脳にワイヤを打ち込んで、大変残酷な表現ですけれども、作業中に牛が絶対にいきなり暴れ出したりしないようにする。これは日本ではまだ80%ぐらいでやられている。このぐらいは定量的な評価ができないものであったのかというのが加藤さんのご意見だったのですけれども、これはどうですか。

吉川 ピッシングについては、既に国内見直しの際にも同じ議論になって、実際そういう措置をとったとき、神経組織がどのくらい末梢に広がるのかという議論をした記憶があります。幾つか、といってもそんなに多い論文ではないのですけれども、スパイクテスト、普通に検査するときではほとんどひっかからないケースの方が多いのですが、例えばマーカーになる菌のようなものを入れておいて、もし神経と一緒に末梢に広がっても、そこから培養すれば抽出できるように感度を上げたときにどうなるかといえば、やはり強引に中枢神経を壊すときに、ある頻度ではいくのだという論文もある。

実際、1つはBSEの検査をしているということがあって、陽性牛は排除されてしまうわけですから、逆にいえば、残ったものは検出限界以下で感染していた牛の、ピッシングによる末梢神経にいったものがどのくらいのリスクかという評価になります、もし日本のものをやれといえれば、そういうレスキューというリスク回避措置まで含めた上で残るリスクは、そんなに大きいものではないだろう。ただ、世界じゅうでいわれているように、筋肉を含めて、神経には決していかないというわけではないので、基本的には避けるべきであるということで国内答申をしたのです。

今回の場合も、アメリカ・カナダは法律で規制し、やっていないものですから、日本のリスクを評価して、また何分の1という議論をしてもしょうがないかなと思って、これは既に何回か答申の中で、ピッシングはできる限り速やかに廃止する方向でやるべきであるといっている、厚生労働省もその答申を受けて、既にそれに取っかかっているということなの

で、あえて今回それを数値化することはやりませんでした。

中村 厚労省の道野さん、例えばはっきりと何年とかいいにくいかもしれませんが、大体そういった目標みたいなものは立てているのですか。

道野 ことしの4月に、農林水産省と私どもで、それぞれピッシング廃止に伴う財政措置ということも含めて決めまして、向こう3年間の対処ということで、全国のと畜場に調査をかけています。9月を締め切りにしてその回答を整理しているところです。少し時間がかかっているのは、やっぱりちょっと積極的でないところもありますので、そこはむしろ個別に協議をして、できるだけ早くやめてもらうようにということで対応を促しているというような状況がありまして、今のところ、おおむね向こう4年ぐらいでピッシングをある程度中止するという方向で、全国的に動くのではないかという感触を持っています。ただ、詳しい内容については、また近く公表させていただきたいと考えています。

中村 わかりました。

中村 これまでパネラーの方からいただいた懸念とかわかりにくい点ということで、いきなり結論になりますけれども、結論のわかりにくさ、全体の表現が非常に不安定な感じがすること、そのほかに、アメリカにおける侵入リスクとか、日本向けの輸出プログラムの条件をどう守るかということ、えさの規制で日本との違いについて、今のピッシング、スタンピングという、最初の気絶させる方法ですけれども、そんなふうなところでやりとりをしてきましたが、ほかにどうですか。加藤さん、津久井さん、神田さん、問題提起でこういう点もあるよというところがありましたら。

加藤 私どもの要望として、きょうは20カ月を線引きしたところのリスクの評価に対しての議論をしておりますけれども、ご存じのように、今回の貿易条件が仮に認められて再開したとしても、アメリカの牛は20カ月の線引きで日本に持ってきますのは、輸出禁止前の総量からいきますと15%前後にしかありません。つまり、アメリカの牛肉の原料によってメニュー提供している事業者、あるいはスーパーの業界等も、マーケットがありながら、それにこたえるだけの量を確保することができないわけです。これはやはり国際基準である検査月齢30カ月まで国内措置を見直すことによって初めて、前提である日米同等ということが貿易条件であるということになります。

そういう意味で、私どもは、今回こういう牛肉のリスク評価のとき、20カ月に前提を置くのではなくて、できればその隣の30カ月齢と20カ月齢を線引きするところのリスクの

大きさはあるのかなのか、その同等性はどうかというところまで踏み切った評価をお願いしたかったという気持ちでいっぱいです。

そういう意味で、今後この国内措置が終わりましたならば、また再び全面再開の期待を込めて、私どもは食品安全委員会に、30 カ月へのリスク評価を再度ご検討いただきたいということをいっておきたいと思います。

そのためのネックは、今回の食品安全委員会の評価の議論の中で 20 カ月が線引きされましたのは、とりもなおさず、ご承知のように、21・23 カ月の若齢感染牛とおぼしきものが出たというところから端を発しているわけですし、その 21・23 の若齢牛は、現在感染テストをしていると聞いておりますけれども、既にテストに入ってもう 2 年を迎えようとするぐらい時間がかかっているのではないかと思います。基本的には、こういう科学的なマウスの感染テストは、国際的には 1 年以内で中間報告なり報告を出すのが常識だと聞いておりますけれども、ぜひこの 21・23 の感染テストの結果を踏まえたリスク評価をお願いしたいなという気持ちを持っております。

中村 生後 30 カ月までというのは、今まだ生後 20 カ月以下の牛についてのパブリックコメントをいただいている最中ですから、これは加藤さんのご要望として伺うだけにしておきたいと思います。

ただ、21・23 カ月の例のテストですね。動物衛生研究所でやられていると思います。吉川さんは直接お聞きになっていないかもしれませんが、今どんな状況にあるのか、おわかりの範囲で教えていただけますか。

吉川 私が答えるべきことであるかどうかはわかりませんが、動物衛生研究所でやっている人からのまた聞きでは、どちらも打ってまだ発症しない。どちらかを打ったマウスが 1 頭、年齢の問題か別の理由かはわからないのですが死亡して、それをさらに次のマウスに打つ準備をしているか、既に打ったかという状況で、まだ初代のトランスファーというか、脳を打ったもので発症したということは聞いておりません。

中村 わかりました。そういう状況であるということだけご報告をさせていただいて、津久井さん、神田さん、ほかに何かございますか。どうぞ。

津久井 短い時間ですからよく表現できないのですが、今回、アメリカとカナダの牛肉をやはり入れたいという方々と、ちょっと待ってみようという方々と、それぞれ立場が違うのだろうという感じがつくづくいたしました。

私は、別に決して入れるなといっているわけではないのです。日本人が食べるのにせつ

かくいい制度をつくった、その制度にのっとって評価をしていただいたものが入るのだったならば、我々生産者としても、経済活動の中で十分に生産活動競争をしながら、残れる生産者になりたいという気持ちであるのですが、ルールを変えられてしまって、向こうは向こうのルール、こちらはこちらのルールだよという話の中で、食の安全の追求をというよ
うな負荷をかけられるのは、生産者の立場としてはやはり理不尽な思いがするなと思って
いるだけなのです。

アメリカはやはり相当強い国ですから、ちょっと風が吹けば日本の法律も途端に変わっ
てしまうのかな。特に子供たちとか、または自分たちの家庭を守っていくときに、安心・
安全といいながら、こういう大事な場面でやっぱり押し切られてしまう日本人の気質はど
うなのかなという感じはしますね、純粹に考えて。難しいことはよくわかりませんが
も。

中村 津久井さんの懸念といいますかお気持ちはわかりました。

神田さん、何かございますか。

神田 今、30カ月齢などという話が出てきて、それは置いておいてということになりま
したけれども、やはり基本はまだまだわからないことがたくさんあることを忘れてはいけ
ないなと思っています。20カ月のラインが引けたから、次、30カ月と、簡単にはいかな
いのではないかなと思っていますのと、安全と安心はまるで切り離して考えられるもので
はなく、安全ということが一定確認されるという保証があって、安心につながってい
くという関連があって、別々のものではありませんので、そこだけはぜひ、食品を提供す
る業界の方は特にそういったことに慎重になってほしいなという感想を持ちました。

それから、先ほどプログラムを遵守することについて、どう遵守するのかということの
話は一応終わったのですけれども、リスク管理の方のお話は伺ったわけですが、本当は食
品安全委員会として、それを前提で評価したわけですから、食品安全委員会としても、管
理機関のところきちっと、それを遵守できるような手だてをとるようにという強い要望
というのか、そういうのをしてもいいのではないかと思うのですが、そういったことはま
だ考えていないのでしょうかということをお聞きしたいのです。

といいますのは、昨年例えば「中間とりまとめ」のときに、いろいろ申し送り事項みた
いなものが附帯していたと思うのですけれども、そういったことが生かされたという感想
を持っていないものですから、今回も、きちっと遵守することが前提だよといって、報告
するのは義務だとか、聞くのも義務だというような文章もございますけれども、そういう

ふうに、ただその文書の中でいうだけではなくて、実際にリスク管理部門のところに、それをきちっと遵守できるような手だてを示せとか、そういったことはいえないものだろうか。私たち素人からしますと、きちっと約束をできないのだろうかと思うのです。何か担保が必要なのではないかというような思いがあるのですが、そういうのはいかがなものでしょうか。

中村 リスクを管理する部門と、評価をする部門の役割と伺いますか、今回、これをかなりきちんとしていこうというのが全体を流れている調子ですが、吉川さん、何かありますか。

吉川 少なくともプリオン専門調査会で評価するという点で、全くあそこに書いていないわけではなくて、幾つか例を入れて、こういう査察制度を導入したらどうだろうかとか、こういう格好で識別するものを導入したらどうかという幾つかの簡単な提案はあります。

ただ、個々に関しては、評価する方としては、管理の措置1個ずつについて、こういう形で遵守しなさいというのを提案するのはかなり難しい。ただ、あそこに書いたように、少なくともリスク管理機関として再開という決断をして、相手国との間での遵守に関しての査察を含めた検証をするという前提の上で話を進めたわけですから、それが実際に検証された結果を含めて、それは国民に対しても、あるいは評価者に対しても、説明する責任があるということを、あそこに明記した。それを守られなければ、それはそれでまた大変なことになるわけで、そうならないだろうと信じております。

神田 中村さんがおっしゃったように、リスク管理とリスク評価のところの役割分担は、それはそれであると思うのですけれども、私は食品安全基本法の勧告というところがございいますね。そこで、食品健康影響評価の結果に基づいて講じられた施策の実施状況を監視するとか、必要があるときには勧告をする。そういった関係があるはずだ。今回ののは、遵守されることが非常に重要であるのだから、そういったことをきちっとしておくとか、勧告に即行くかどうかは別ですけれども、そういうことはきちっとしておかなければいけないのではないかなという気持ちがあったものですから、役割分担ということは承知しているのですけれども、今回ののはちょっとまたという思いがございいます。

中村 よくわかりました。

それでは、まだ抜けている項目もあるかも知れませんが、この壇上のパネラーの方々と厚労省、農水省の方々の間の意見のやりとりは一通り論点を整理したという形になっていると思います。

中村 そこで、これから会場の方々からご質問なりご意見をいただいきたいと思えます。

ご質問は、冒頭に西郷リスクコミュニケーション官が申し上げたように、差し支えなければご自分のお立場と、お名前と、もしどなたかに質問があるということであれば、その名前をおっしゃっていただければいいと思います。時間を2分ぐらいということをお願いしております。ご質問も2分でありますから、当然お答えがだらだら長くてはぐあいが悪いので、お答えの方もやっぱり2分ぐらいということで、手短かに意見交換をしていきたいと思えます。

それでは、どなたからでも結構でございますので。一番向こうの方、マイクが行きますからちょっと待ってください。

岡田 岡田と申します。フリーランスのライターをしております。

この答申案に非常にしばしば出てくる定量分析についてお尋ねしたいと思えます。吉川さんにお尋ねします。

非常にたくさん出てくる定量分析は、非常に恣意的な前提というのですか、現実を離れたような前提に基づいて行われている場合がしばしばございまして、そのために、結論が現実とは合わないような評価になっています。例えば答申案の9ページですけれども、アメリカへの外国からの侵入リスクを計算しているところで、真ん中辺の段落から6行目にこのようにあります。「カナダ、日本からの侵入リスクは、米国の汚染に影響を与えたとは考えにくいので、現時点では考慮しないとすると、米国のリスクは」云々と書いてあるのです。カナダからの侵入リスクが米国の汚染に影響を与えたというのは、もちろん与えているわけで、考えにくいなどという前提をなぜ置いたのでしょうか。全く不可解です。

もう1つ例を挙げます。それは、答申案の21ページ、「米国・カナダおよび我が国のサーベイランスデータの外挿」というところです。これによると、下から12行目、「我が国は年間1～2頭、米国では32頭となる」ところが、そのすぐ下から2行目のところに、「限られたデータであり、陽性頭数が少ないためにその影響は大きく評価される危険性がある。日本は年間6～7頭、米国は日本の5～6倍くらい」といつているのです。これも全く何の根拠もなく、本来ならば16～32倍となるところを、勝手に5～6倍と、それは全くおかしいですね。

そのような2点について、少なくともきちんとお答え願いたいと思えます。

中村 はい、どうぞ。

吉川 最初の方、米国とカナダ、生体牛と肉骨粉の行き来がすごく多いので、それをどう評価するか。それは結論と分析と、鶏と卵という格好になるのですけれども、實際上、分析結果としては、アメリカとカナダの汚染が、例えばどっちかが100倍も違えば、どっちからどっちにきたものに対してかなり考慮をしなければいけないのですけれども、実際100万頭当たりの汚染量を考えたときに、ヨーロッパとかそれに比べれば数十分の1とか数百分の1というレベルで、日本とそう変わらない。両国とも似たようなレベルの汚染という結論になったので、ここの間の行き来に関しては、特にどっちがどっちに影響を与えたということを考えなくてもいいという考えで、相殺したということになっております。

それから、今32頭というのは、若齢牛と成体牛、というのは、実際には若齢牛では感染していても検出できない。したがって、検出可能な年齢の方から逆算をしてきて、その比率で汚染すれば、若齢牛にどのくらいあったかという格好で全部の汚染の補正をした上で、その飼育規模に関して100万頭当たりどのくらいかという計算をしたものですから、そういうふうに理解していただければ、数字の意味がわかるかと思います。

中村 それでは、最初に挙げた女性の方。

戸谷 主婦の戸谷真理子と申します。ずっとこの問題をウオッチしてきました。

過去の意見交換会や答申で、SRMは完全に取り除けない、だから、飼料管理と検査とトレーサビリティで安全を確保していると、厚労省も、委員会メンバーも、農水省の方も説明しているのに、あとWHOも、感染牛のすべての組織は食物連鎖に入れるなど警告しているのに、それはどこかに行ってしまうと、代用乳の問題もそうだし、今、国は言っていることと全然違うことをやろうとしているので、私は国民として非常に不信を持っています。SRMをとればプリオンの汚染度は低いといっても、飼料規制が悪くて感染牛自体がふえればふえるほど、暴露機会がふえるわけです。

そこで、評価案を読んだのですが、これは科学でも何でもなくて、飼料管理について、米国内の増幅リスクについて重要なデータを国会で指摘されても、公開審議で結局、無視されてしまったので、私はここで皆さんにお伝えしたいのですけれども、米国は、今でも100万トンの肉骨粉入り鶏糞を牛に食べさせているそうです。鶏糞のうち、3割の30万トンは肉骨粉だと、FDA長官代理が見積もっています。

吉川さんのモデル試算がまたひとり歩きしていますけれども、米国の評価をしていたのに、突然そのモデル試算だけ一般論を持ち出して当てはめています。悪いのですけれども、

これは消費者から見るとトリックとしか思えなくて、国会の民主党の川内博史議員が指摘するような、危険部位由来の肉骨粉と牛脂が32万トン、死亡動物由来からは25万トンも飼料の連鎖に入っているのに、これの莫大なとんでもない状態を全部無視して、それから、米国では肉骨粉製造時の感染性が減少しないというEU評価のデータも無視して、感染性が1/100に減るなどと、米国の現象と全然関係ない数値を持ち出してリスクが低いという評価を出すのは、私は、国民をだましているとしか思えません。EUの科学者が見たら、目を疑う結果だと思います。

増幅リスクはぜひやり直していただかないと、このような評価の中で輸入されるお肉は、私は、食べられないと思っています。

以上です。

中村 これは、やっぱり吉川さんかな。

吉川 後の方から、なぜ1/100という係数を使ったかということですが、国会でも答弁をしましたが、5年の潜伏期でイギリスの最盛期のとき、要するに、SRMを最大に使って代用乳に入れたときの倍率が、大体40~60倍です。EUが実際のところで、1頭が肉骨粉を介して次に何頭になってくるかという計算をすると、大体4~5頭なのです。だから、1万単位あるというのは、これも1つのEUのEFSAのデータなのですが、もし1万単位がそのまま何の減衰もなしに肉骨粉で回転すると、1頭が次は1万頭です。わかりますよね。次は1億頭です。5年間の回転で、10年たったら1億頭の牛がBSEに感染しているというデータになって、それは僕はとても現実としては受け入れられない。したがって、そのときの出目表を考えれば、どこかで理論とは違う現実の数があって、それで最大のリスクとして1/100という数を入れたと考えてください。

それから、あそこで入れたモデルは、安全性をいうために入れたわけではなくて、外せという委員もいたのですけれども、僕は逆にあれを残したのは、アメリカに注意してほしいということをお願いして、わざわざあのモデルを入れたのです。ハーバード大学がリスク評価をしたときは、全米になら、してほうっておいても20年で消えるという分析をして、それでヨーロッパのパネラーに対して、アメリカは防御措置をとったわけですが、僕はそうではなくて、SRMを使い続ける限り、不幸なシナリオでは回転がとまらないのだということをお願いして、あのモデルを入れたわけであって、もしヨーロッパの人が見たとすれば、あなたと反対の印象を持ったと私は思います。なぜこんなものを入れるのか。私はそういう意味であのモデルをつけ加えたのであって、アメリカの安全性をいい

たくてつけ加えたわけではないので、そういう意図は酌んでほしいと思います。

戸谷 EUは、終わりではなくて、EUの評価が1/100ではなくて、感染性が全然減らないと評価しているわけですよ。現状でこういう定量的な重大な数値が出ているのに、それを取り入れないで、この部分だけモデル計算で評価するというのは、科学ではないと思います。これを論文で例えば「ネイチャー」とかに投稿しても、私は通らないと思います。

吉川 私は、現実の方の数字をとらないと説明にならないので、そっちの数字をとりました。もしとらなかつたら、さっきいった数式が成り立つはずで、それが実際に起こらなかったとすると、現実には、論理でない何かのバイアスが入ったと考えないと説明できないのです。

中村 それでは、次にいきましょう。向こうの、今、手を振られた方。

山田 名古屋の山田と申します。

吉川座長、大変ご苦労されて、本当にお疲れさまです。私、一番思うことは、会場の皆さんにもお考えいただきたいのだけれども、BSEの人への感染リスクは、対策前でもともとも0.01~0.04/1億だ。これをSRMの除去をやればさらに率が低くなって、0.001。これがBSEの人への感染リスクなのです。つまり、日本国民が1億2000万人いたとして、0.001/1億ですから1人も該当しないのです。これをやっぱり考えていただいて、この2年間、何を大騒ぎして議論してきたのだということを、まず思いますね。

それから、輸出プログラムの中のSRMの除去は当然であります。20カ月以下ということですが、これには明確な根拠はないと思うのです。たまたまA40はゼロだった。あるいは、21カ月と23カ月は出たのだけれども、それ以下はなかったから20カ月なのだという根拠は、余り明確ではないと思うのです。ですから、そういうことであれば、OIEの基準でもありますし、今では世界の標準になっております、加藤パネラーもいったのですが、30カ月以下でとりあえずやることは当然だと思うのですよ。牛がBSEに感染したって、2年から8年潜伏しておる。平均5年は発症しないのです。60カ月は発症しないというときに、20カ月だ、やれ30カ月だということを議論しても、どれだけ意味があるのかということを考えていただいて、輸入禁止によって国内の牛肉がめちゃくちゃ高くなっていきます。タンなんか5倍、6倍になっています。何で国産がこんなに高くなるのだということにも思いをいたしていただいて、早く輸入再開をしていただきたいということになります。

以上。

中村 わかりました。ありがとうございました。これはご意見として伺っておきます。

それでは、左側ばかりだったので、今度は右側へいきますか。女性の方2人いらっしゃいますから、マイクを回してください。さっきからベルがチンチン鳴っていますので、なるべく手短に。

イトウ 食の安全市民委員会と申します、消費者による食の安全監視をしている団体でございます。イトウと申します。

私は、中身の細かいことではなくて、結論の部分。仮定の上に乗って評価をするのは困難と出ていながら、仮定の上に乗って評価して、国産牛のリスクとの差は非常に少ない。これは消費者にとっては全然わからない話なのです。私は、食品安全委員会というのは科学的知見に基づいてリスクを評価する機関だと思っておりますが、仮定の上で評価するのも科学的知見の評価になるのかどうか、消費者としては非常にわかりにくい点でございます。

もう1つ、その次に、輸出プログラムの状況の検証報告が必要と書かれてございますが、管理機関に食の安全を投げてしまったと感じております。本当は食の安全は、食品安全委員会が最後まで見届けなくてはいけないものだと思っています。これは質問というより、私の食品安全委員会への意見として取り上げていただいて結構でございます。委員長がいらっしゃいますから、もしお答えいただければありがたいですが。

中村 ありがとうございます。まず最初の結論のところの問題は、先ほど大分出て、お答えがあったのですけれども、まださらに必要ですか。

イトウ 済みません。私の希望としては、そこは非常に困難だから、この際、評価はできない、やらないというふうになぜしていただけなかったのか。無理してなぜ評価をしたのか、いろいろと政治的問題があるでしょうが、消費者としては納得いかないところです。

中村 先ほど吉川座長から、悩ましい胸の内も吐露されたのですけれども、なお、さらにありますか。もうあれでいっぱいですか。

吉川 考えてみたいと思います。

中村 食品安全委員会は最後まで食の安全・安心を見届けるべきだ、追求すべきだという話でございましたが、せっかくのお名指しでございますので、委員長に。

寺田 評価と管理はやっぱり分けないといけないと思う。けれども、管理がきちっといくかどうかということに関しては、私たちはずっと見届けますから、そういう意味で、私たちは責任を持つということであって、最初から管理側にこうしろああしろということと

なりますと、評価と管理をせつかく分けたことが、なくなってしまうわけですね。だから、それは投げ出したわけではなくて、管理と評価をきちっと分けてやっているというふうに評価していただきたいと思います。

中村 そのくらいにして、では、後ろの方の男性の方。

佐々木 私、フリーアルバイターをしております佐々木と申します。

総論的なところで1つご質問と、あと要望ということで1つ提示させていただきたいと思います。

総論的なことで、吉川座長、きょう委員長に来ていただいていますので、お答えをお願いしたいと思うのですが、BSE対策の根底はどこにあるのかというところをちょっと確認させていただきたいのです。国内でのBSE発生の撲滅を目指して、国内の対策はこれまでとられてきたと私は認識しております。食の安全性ということについて考えますと、サーベイランスではなく全頭検査を実施してきた。かつ、その検査限界以下のものについては、SRMを除くということでリスクを補完するという姿勢であったはずなのですね。

今回の論議を聞いていますと、SRMを除けばそれで食の安全が確保されるというような考え方になってきているのではないかと感じるのです。これは、これまで国内でとられてきた施策と大きく食い違うのではないかと思います。国内の施策というのは、具体的に飼料安全法、改正に改正を重ねられて、今般では製造、輸入、卸、小売店、農家の使用段階におけるところまで監視がされており、そういったことも含めまして、国内の施策と大分食い違った方向にいつている。SRMさえ除去すればそれで安全であるという考え方ではないと思うのですが、これについてご意見を賜りたいと思います。

もう1つ、これはご提案なのですが、交差汚染についての危険性については、過去にBSEのOIEのコードの改正のときに、専門家間で恐らく議論されていたことだと思うのですが、交差汚染の危険性について、国民に十分な説明がされていないように思うのです。交差汚染がなぜ危険かということについて、改めて広く国民に示していただきたいというのが要望です。

以上です。

中村 後の方はご要望ということで伺いますが、今までの考え方と違うのではないかと、むしろ厚労省とか農水省の方がいいのかな。どちらでも結構ですが。

道野 それでは、食肉の安全対策という観点から、考え方について少しお答えをしたい

と思います。

もちろん B S E 対策の中には、検査が陽性の牛をフードチェーンから排除することと同時に、S R M をきちっと除去していくことが原則ですし、それは変わっていません。例えば米・カの場合に関していえば、その 20 カ月齢以下という線引きに関しては、もちろん日米間の協議で設定した条件でありますけれども、今回の報告書案においても、今回日本向け輸出プログラムの対象となる 20 カ月齢以下の若齢牛では、B S E 検査により発見される可能性は非常に低いと考えられると評価をされています。日本の国内規制についても、義務的な検査は 21 カ月齢以上、逆にいえば、20 カ月齢以下は検査の対象にしていらないということで、その部分の考え方は変わっていない。S R M 除去については、先ほどから出ていますとおり、日本についても米・カについても、全月齢から除去するというので、これも変わっていない。私どもとしては、一貫性を持って対処していると考えております。

佐々木 今、一貫性を持って対処しているというお答えをいただいたのですが、米国のサーベイランスの対象が、たしかリスク牛ということによろしいですね。要するに、発症している可能性のある牛が対象になっているということです。ここで重要になってくるのが、発症と感染は違う。潜伏期という言葉は皆さんご存じだと思いますけれども、感染して発症するまでには時間がある。では、米国のサーベイランスでは、潜伏期にある牛のリスクについては評価がされていないではないか。その点について、日本の体制と違うのではないかというのが、私の意見なのですが、どうお考えでしょうか。

伊地知 アメリカの検査は、感染している可能性がある牛ということなのですが、感染しているかしていないかというのは、見ただけでわかりません。臨床症状で中枢神経症状が出ているものは感染している可能性が高いと考えられますけれども、死んだ牛、起立困難な牛は、B S E でない可能性も高いわけです。むしろ B S E でない確率の方が、結果として高いわけです。

日本の場合でも、同じように、高リスク牛、死亡牛、神経症状のある牛を年間約 10 万頭調べていますが、B S E の感染が確認されたものは、年間 2 ~ 3 頭です。アメリカの場合も、中枢神経症状があるもの以外にも、起立困難な牛、死亡牛を、先ほどいいましたように、約 38 万とか 50 万とか、そのぐらいの数を調べているわけです。健康牛は、感染している確率はかなり低い。それで、健康牛を調べるよりも、こういう高リスク牛を調べた方が検出する可能性が高いので、効率的なサーベイランスを実施するという観点で、高リスク牛を調べています。

佐々木 日本のスタンスとしては.....。

中村 2人でやりとりしていても、時間がどんどんたってしまいますので、申しわけないです。ほかのご希望の方もいらっしゃるので、ちょっと譲ってください。

それでは、ちょうど私の正面にいらっしゃる男性の方。

成瀬 世田谷の会社員の成瀬と申します。

皆さんにちょっと聞きたいなと思うのですけれども、僕は余り難しいことはよくわからないのですが、ここは食品に関するリスクコミュニケーションという感じで自分は出席したのです。リスクは何%だ。では、ここは100%ないと輸入はだめなのかということなのか。それとも、輸入して100%安全でなければ、買わなければいいのではないかとか、自分の親だったら、例えば選択肢があって、アメリカの牛は高リスクがあるかもしれない。では、買わなければいいのではないか。

僕はここは2回目なのですけれども、ここの討論はいつも同じことをいっているような感じで、プリオン委員会の方が、仮定を入れた前提で科学的同等評価は困難であるといわれていますけれども、では、100%全部調べなければいけないのか。でも、現実的にそんなことは不可能ではないか。統計学の中で結果をいっているのではないかなと僕は思ったのですけれども、100%反対されている方とか賛成されている方、みんなそれぞれ意見はあると思うのですが、どのように考えているのかな。今すべて決めるということではないと思うのですけれども、例えば吉川さんが結論的にいえば、あの表に出していると思うのですが、また反対している人もいらっしゃると思うのです。それは、今回、仮定の中で話していると思うのですけれども、いつも同じようなことをいっている感じで、すごく疑問でしかないのです。

中村 ちょっとおっしゃることを.....。

成瀬 反対しているのは、100%安全でなければ入れないと.....。

中村 要するに、ゼロリスクは普通あり得ない。

成瀬 と思うのですけれども。

中村 にもかかわらず、反対されている人の話の調子がそういうふう聞こえるということですか。

成瀬 そうですね。では、100%安全だと皆さん思っているのかな。0.000何%と伺っているのに、どこまでやれば、それが0%だったらオーケーなのかというのが聞きたいのです。では、どこが基準なのかと。

中村 一定の段階を超えたら、あとは消費者が、あなたはお母さんのことをおっしゃっていたけれども、選択になるのではないかということですか。

成瀬 はい。

中村 わかりました。皆さんに聞くわけにいかないの、時間もないですから、何かありますか。

吉川 基本的には、その考えに私は賛成で、時たま新聞なども、国がどこまで決めなければならないのか。安全基準を決められるようなものに関して基準を決めて、これ以下なら大丈夫ですよとか、これ以上とり過ぎると危ないですよということを、化学物質あるいは添加物などで、動物実験の経過から出してくるというようなことはしばしばあるのですが、プリオンみたいに、1分子でもだめなのですか、それとも、重なって1000分子以上は危険なのですかというような議論を何回しても、実際にはわからない。そういう意味では、そんなきれいな閾値というか、ここから下なら安全、ここから上なら危険というような二律背反的なものがないものを、どういうふうに入れたいのかというのは、実は非常に難しい問題だと思うのです。

だから、私が常々いうのは、今回のもそういう諮問が来て、リスクの評価をしてくれ、あるいは比べてくれ。こういう条件なら、こういう範囲にはまります。それを見て施策を決めるのは管理側である。また、施策を決めたからといって、消費者は全部食わなければいけないといっているわけではないので、もしそのリスクを考えて、その差は私には無視できないという人は、私もそう思うのです、買わなければいい。しかし、本当に遵守されてきたものについて、その差を自分はほとんど問題なく受け入れられるという人は、受け入れればいい。

それは別に牛肉に限らず、ほかのものに関しても、みんなそういう判断をしていると思うのです。中国産の野菜についても、フィリピン産の果物についても、国産のものについても、みんなそういう判断をしながらやっているわけであって、最終決断は消費者の選択の中にあると私は思っていて、食品安全委員会は管理側と消費者に対して、与えられた命題に対して分析して、それがどのくらいリスクの範囲のものだろうかということ、わかる範囲で分析してみせるということではないかと自分は思っております。

中村 先ほどお約束したので、多分この方で最後くらいかもしれませんが、どうぞ手短かにお願いします。

飛田 東京都地域婦人団体連盟の飛田と申します。消費者の立場で、BSE問題につい

ては関心を持って臨ませていただいております。

今回、この評価案が出されたことを、私は大変残念に思っております。また、吉川先生のお話を伺いすると、何とも申し上げにくいのですけれども、苦し紛れの圧力と、内外の利害関係者からの圧力の中で、またリスク管理機関からの圧力の中で、出さざるを得なかったということがよく伝わってきました、申し上げるのも大変苦しいのです。

私どもは輸入食品にもお世話になっておりますから、将来にわたって絶対入れるななどということは全然思っておりません。お世話になるときはお世話になりたいと思っておりますが、今回の措置に関しましては、OIEでもBSE対策、BSEのリスクの状況についての国際的な調査などはきちっとできていないわけです。リスク管理の状況が、先ほどのお話の中にも出てまいりましたが、まだSRMの牛の飼料が、フィードバンがなされていないということがあるわけです。また、感染経路の正確な把握もなされておりません。

そういう中でこのようなレポートが出されると、私たち消費者は、先ほど消費者が選べばいいのではないかとおっしゃいましたけれども、それならばと申しますが、今解禁することには反対でございますが、BSEの検査のあるなし、検査の種類は、月齢は外観の目視によるものなのか、全頭検査によるものなのか、また、こういった中にはトレーサビリティによるJAS法なども適用されているところもあるかもしれませんから、とにかくありったけのBSE関連の情報を食品に表示していただきたい。これは加工食品、外食、惣菜などの中食、すべてを含みます。

事業者の皆さんは、安全だ安全だとおっしゃいますけれども、日本人は罹患しやすい、プリオン病に大変弱い因子を90%の人が持っているという話を科学者がなされておられました。そういう中で、リスク評価機関と管理機関が、「管理がしっかりしなきゃだめですよ。評価はなかなかやりにくいんですがね」というような、お互いに責任逃れができるような状況でこういうレポートを出されたということは、私たち国民の利益にとって本当に反するものだと思っております。

輸出国におきましても、最初にまず輸出解禁ありきという圧力の中でこのようなことを進められることは、他の産品に対する影響も多分に出てくると思いますし、事業者の皆さん、しっかり表示を行ってください。原料の原産地表示、先ほど申しましたように、BSE検査のあるなし、月齢、外観目視によるものであるか、検査によるものであるか。消費者が選択するのを……。

中村 ちょっと繰り返しですから。

飛田 済みません。しつこくなりまして申しわけございませんが、きちっとした情報公開をしてください。ご自分たちの利害だけではないのです。みんなの健康を考えていただきたいと思います。

中村 表示のことは、もし輸入が再開されたときに、今、外食についてのガイドラインなどもありますし、もう出ておりますから、それは当然その段階で検討するというようにして、今のご意見の中で、圧力、政治的な圧力とか管理機関の圧力はありましたか。

吉川 いっても信じてもらえないかもしれませんが、最後に至るまでほとんど奇跡的になかったと私は思っています。でも、最後の1カ月ごろは国会に呼び出されて、いろいろ答えなければならぬというところもあったけれども。

先ほどだれかがちょっといいましたが、確かに食品安全法の中に管理側を管理するという立場が書いてあるけれども、実際にはリスク評価者が管理をしてしまうと、以前と同じ、評価する者と管理する者が本当に一体化してしまって、委員長がいわれたように、これはやっぱり基本的には避けるべきだ。でないと、もとのもくあみに戻ってしまうのではないか。ただ、厚労省と農水省が単に内閣府に変わっただけではないかということです。

では、一体だれが行政に対してストップをかけるのか。あるいは、国民の代表として疑義を申し立てられるのかということ私なりに考えてみたのです。それで、1つ考えたのは、やっぱり国会だろう。行政に対して立法府はそういう意味で置かれていると思って、国会にはちゃんと行って答えようと思って出席をしました。結構つらい目にも遭いましたけれども。多分どこかでそういう、リスクコミュニケーションも1つの方法ではありますけれども、行政側と評価者と、行政の管理というのは一体だれがどういうふうにやったらいいのかというのは、広い意味で考える必要性はあると思うのですね。

中村 ということで、大変申しわけないのですが、時計をごらんいただくと、あと2～3分ということでございまして、この会場が、冒頭のご説明のように5時ということになっております。まだいろいろご質問、ご意見はあろうかと思えますけれども、この辺で、会場からのご意見も終了させていただきたいと思えます。

きょうは、もちろん何かの結論を得るための会ではございませんで、いろんなご意見をいただいて、この評価書について、これはよくできたとか、あるいはだめだとか、そういう意見をいただいて、そういうのを全部もう一回集約するというのが目的でございますので、最初の吉川さんの講演から続きましたパネルディスカッションまで、この辺で終了したいと思います。

パネラーの方々も、会場の方々も、長時間どうもありがとうございました。(拍手)

西郷 熱心なご議論、どうもありがとうございました。パネリストの方、関係省庁の方、大変お疲れさまでした。もう一度、盛大な拍手をお願いできますでしょうか。(拍手) どうもありがとうございます。

(5) 閉会挨拶

西郷 それでは、最後に食品安全委員会の寺尾委員長代理より、ごあいさつを申し上げます。

寺尾 会場の皆様方、本日は、お忙しい中を長時間にわたりまして、米国・カナダ産牛肉等に係る食品健康影響評価に関する意見交換会にご出席賜りまして、ありがとうございました。ご講演いただきました吉川先生、パネルディスカッションにご参加いただきました皆様方にも、心からお礼申し上げます。

本日は、会場の皆様方と活発な意見交換、情報交換ができましたことは非常によかったと、私ども感謝しております。

本日の意見交換の対象になりました米国・カナダ産牛肉等に係る健康影響評価案は、先ほど吉川先生のお話にもございましたように、10月31日にプリオン専門調査会におきまして、委員全員の了解のもとにでき上がったものでございます。現在、これは私どものホームページを通しまして、パブリックコメントを受け付けている最中でございます。これは11月29日までということございまして、私ども、この間を利用いたしまして、全国でこのような意見交換会を7カ所で行ってまいりまして、本日が最後、7回目ということでございます。

意見交換会、現在行っておりますパブリックコメントを通じましていただきましたご意見等につきましては、科学的な知見に基づきまして、私どもがもう一度この評価案について考え直さなければいけないというようなご意見があった場合には、これを取り上げて食品安全委員会、プリオン専門調査会で再度議論することになります。そういうことを配慮しまして、これから最終の答申案をまとめていきたいと思っております。

本日、時間が限られておりましたので、多分まだ言い足りないという方がいらっしゃると思いますので、もしそういう方がいらっしゃいましたら、11月29日まではコメントを受け付けておりますので、どうか食品安全委員会の方にご連絡いただければと思います。

本日はどうもありがとうございました。(拍手)

西郷 ありがとうございました。

それでは、これで終了させていただきます。

本日は、ご参加いただきましてありがとうございました。アンケートを、ひとつよろしく
お願い申し上げます。

午後5時 閉会